

公共施設等総合管理計画



平成 28 年 12 月
(令和 6 年 3 月改訂)
兵庫県南あわじ市

目次

I	公共施設等総合管理計画とは.....	1
1.	計画の目的.....	1
2.	計画の位置づけ	1
II	南あわじ市の概要.....	3
1.	概況.....	3
2.	人口の状況.....	4
3.	財政の状況.....	6
III	南あわじ市の公共施設等の現状及び将来の見通し.....	9
1.	公共施設等の現状と課題.....	9
2.	公共施設等の将来の更新費用の試算結果	21
IV	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針.....	32
1.	計画期間	32
2.	推進体制	32
3.	現状や課題に関する基本認識.....	32
4.	公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	34
5.	フォローアップの実施方針.....	39
V	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	40
1.	公共施設	40
2.	インフラ施設	46
	参考資料.....	47

※ 本文中の表やグラフ内の数値については、端数の関係で縦横計が一致しない場合があります。

I 公共施設等総合管理計画とは

公共施設等総合管理計画とは、地方公共団体の財政負担を軽減・平準化し、現有する公共施設等※の適切な配置を実現するために、長期的な視点で、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化を計画したものです。

1. 計画の目的

我が国では、公共施設等の老朽化対策が大きな問題となっています。

地方公共団体では、過去に建設した公共施設等の大規模修繕や建替えを行う大量更新の時期を迎えます。一方、長期的な人口減少による税収の減少、少子高齢化社会の進行による扶助費等の増大が見込まれ、より厳しい財政状況が続くものと想定されます。

国においては、平成 25 年 11 月に、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く捉え、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

また、平成 26 年 4 月には、各地方公共団体に対し、国の動きと歩調を合わせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組むよう要請がなされています。

本市においても、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため、施設の今後のあり方に関する基本的な方向性を示すものとして、本計画を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「南あわじ市総合計画」を下支えする計画であり、各政策分野における公共施設への取組みについて、横断的に、総合的・計画的な管理や利活用、今後のあり方に関する基本的な方向性を示すものです。

【表 1：公共施設等の範囲】

		公共施設等	
		公共施設	インフラ施設
一般会計等		公営住宅 市民文化施設 供給処理施設 学校教育施設 スポーツ・レクリエーション施設 保健・福祉施設 子育て支援施設 庁舎等 社会教育施設 医療施設 公園	道路 橋りょう
公営企業	下水道事業	浄化センター	下水道管

※ 公共施設等

公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む。

Ⅱ 南あわじ市の概要

南あわじ市は、兵庫県の最南端、淡路島の南部に位置し、南に鳴門海峡が広がる自然あふれる市です。

今後、少子高齢化の影響で、人口が大幅に減少することが見込まれています。

1. 概況

南あわじ市は、兵庫県の最南端、淡路島の南部に位置し、平成 17 年 1 月に、三原郡の全町である緑町、西淡町、三原町、南淡町が合併して誕生しました。面積は約 229 k m²で兵庫県の約 2.7%を占めています。南部と西部はそれぞれ播磨灘、紀伊水道に面し、北部の先山山地、南東部の諭鶴羽山地、西の南辺寺山塊に囲まれ、中央部には三原平野が広がっています。また、紀淡海峡には、周囲約 10 キロメートル、人口約 390 人の沼島が浮かんでいます。



温暖な気候と恵まれた地理的条件を活かした農業・酪農が盛んで、甘くて柔らかい淡路島たまねぎ、レタス、白菜、淡路島牛乳、淡路ビーフなど豊富な食材を産出しています。

さらには、身の引き締まった鯛や沼島のハモ、福良の淡路島3年とらふぐなど、新鮮な魚介類も多く水揚げされています。

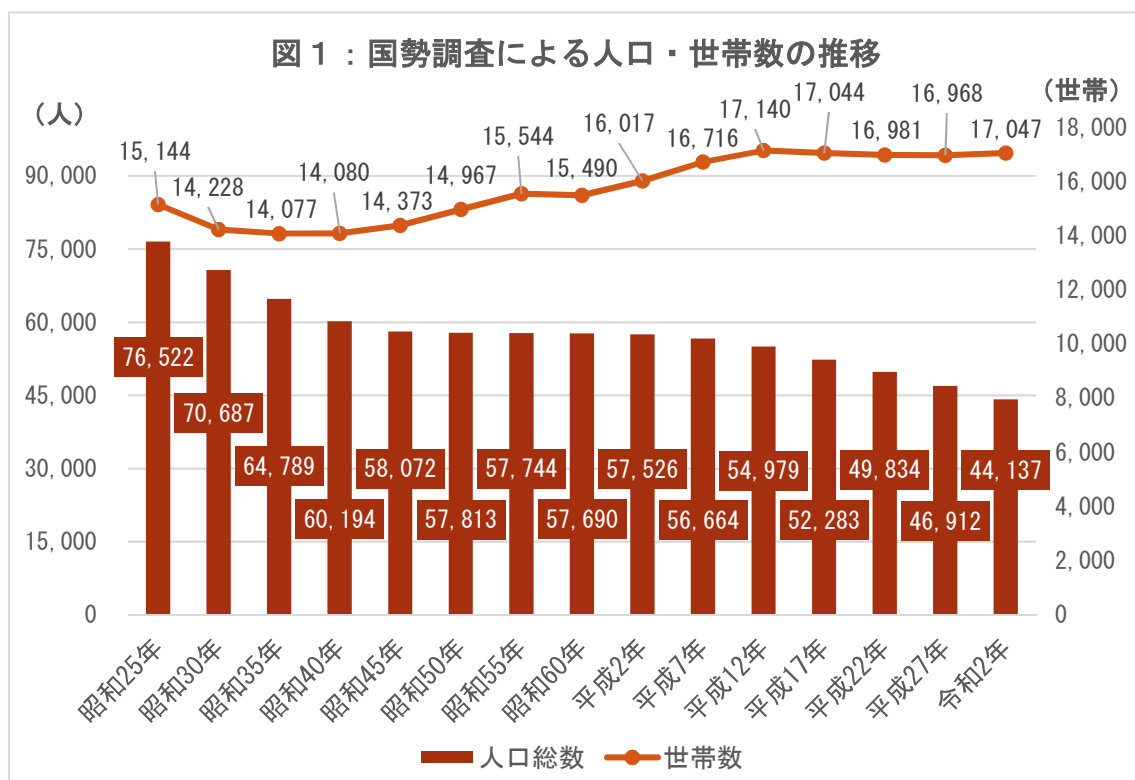
白砂青松の慶野松原、500 年の歴史をもつ淡路人形浄瑠璃、400 年の伝統を誇る淡路瓦、世界遺産登録を目指している鳴門海峡の渦潮など、すばらしい「ふるさと資源」が豊富なまちです。

本市では、行政、市民、企業、関係団体が連携し、男女の区別なく共に仕事や家庭生活、育児・教育を両立することができるまち、「子ども時代を過ごした『ふるさと』で、自分たちの子どもも育てたい」と思えるようなまち、市民皆が生きがいを持ちながら、若者の挑戦や育児を応援する「子育ての喜びが見えるまち」を目指しています。その実現に向けて、「超高齢化社会の克服」、「子育て環境の向上と教育の充実」、「地域の資源を活かした地元産業の活性化」、「安全・安心のまちづくり」、「対話と行動の行政の実現によるまちづくり」の5つの行動を政策の柱として、まちづくりを進めています。

2. 人口の状況

(1) 人口の推移

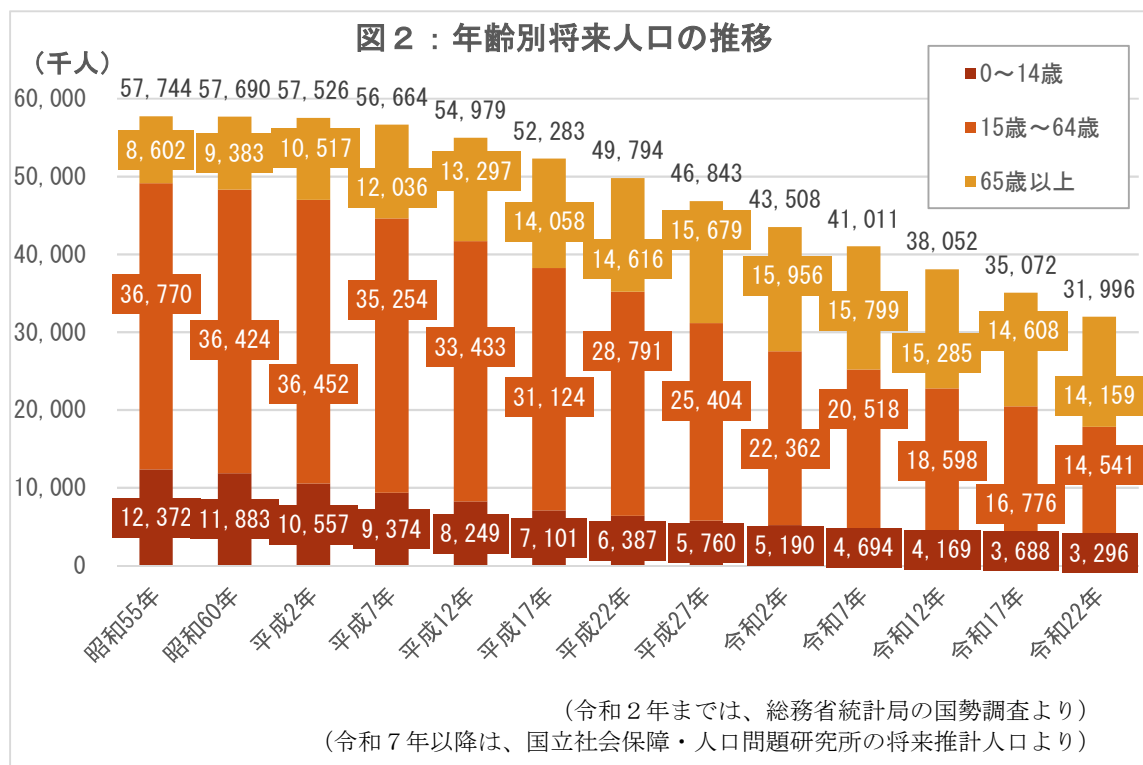
本市（旧4町の合計）の人口は、昭和25年をピークに、減少傾向が続いています。昭和25年国勢調査による人口は76,522人でしたが、令和2年には人口が44,137人となり、約42.3%減少しています。一方、世帯数は、核家族化の影響で昭和35年より緩やかな増加傾向にありましたが、平成12年以降は減少傾向にあります。



（２）年齢別将来人口の推移

年齢別人口構成をみると、65歳以上の高齢者が占める割合は、昭和55年には14.9%でしたが、令和2年には36.7%に増えており、約3人に1人が高齢者という状況です。逆に14歳以下の年少者が占める割合は、昭和55年では21.4%であったのが、令和2年には11.9%まで減少し、少子高齢化が顕著となっています。

将来の人口見通しについては、少子高齢化がより進行し、令和22年には高齢者の割合が44.3%となり、人口総数は31,996人まで減少することが見込まれています。



※ 年齢不詳者の存在により、人口総数と年齢別人口の合計は一致しない場合がある。

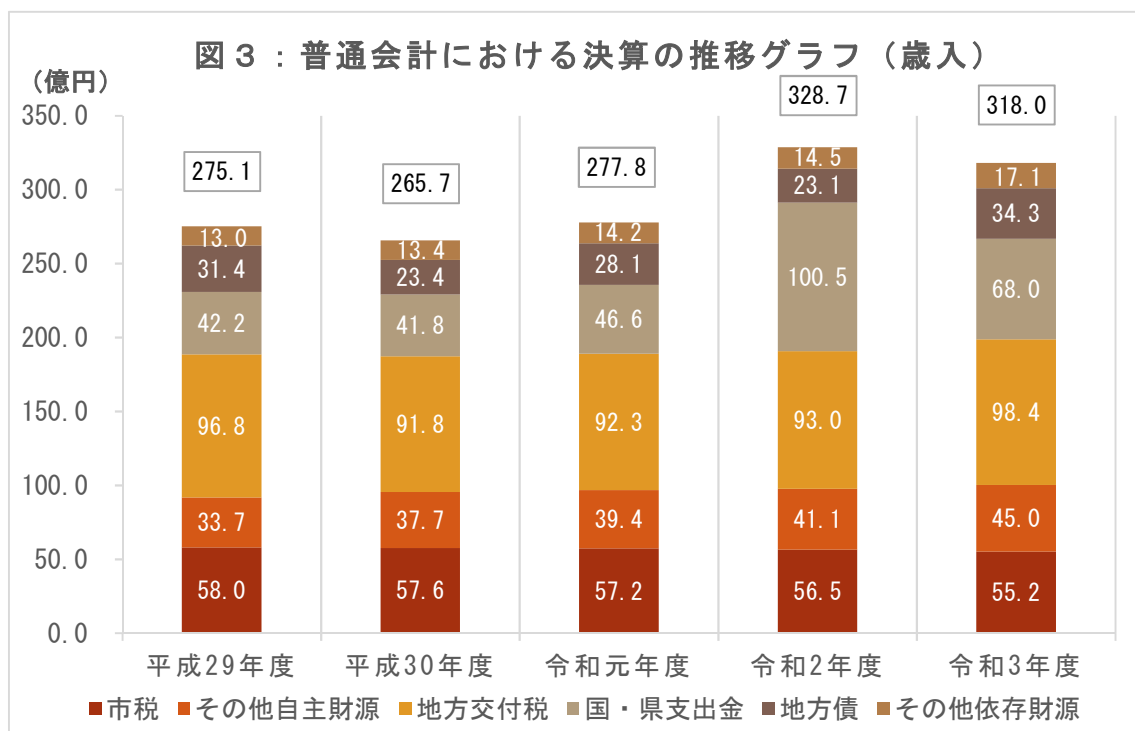
3. 財政の状況

本市の普通会計における歳入・歳出は、近年は300億円程度の規模で推移しています。令和3年度決算は、歳入318億円、歳出305億円となっています。歳入は、その多くが地方交付税や国・県支出金の依存財源（国や都道府県から交付される財源）であり、主な自主財源（地方公共団体が自ら収入できる財源）である市税は55億円で、歳入全体に占める割合はやや減少傾向にあります。また、地方債発行額34億円のうち、臨時財政対策債と災害復旧事業債を除く地方債は29億円であり、普通建設事業費に連動して増加しています。歳出は、扶助費（社会保障制度の一環として住民福祉を支えるための経費）が減少傾向にあるものの、令和3年度は新型コロナウイルス関連の福祉施策で増加しております。

【表2：普通会計における決算の推移表（歳入）】

（単位：百万円）

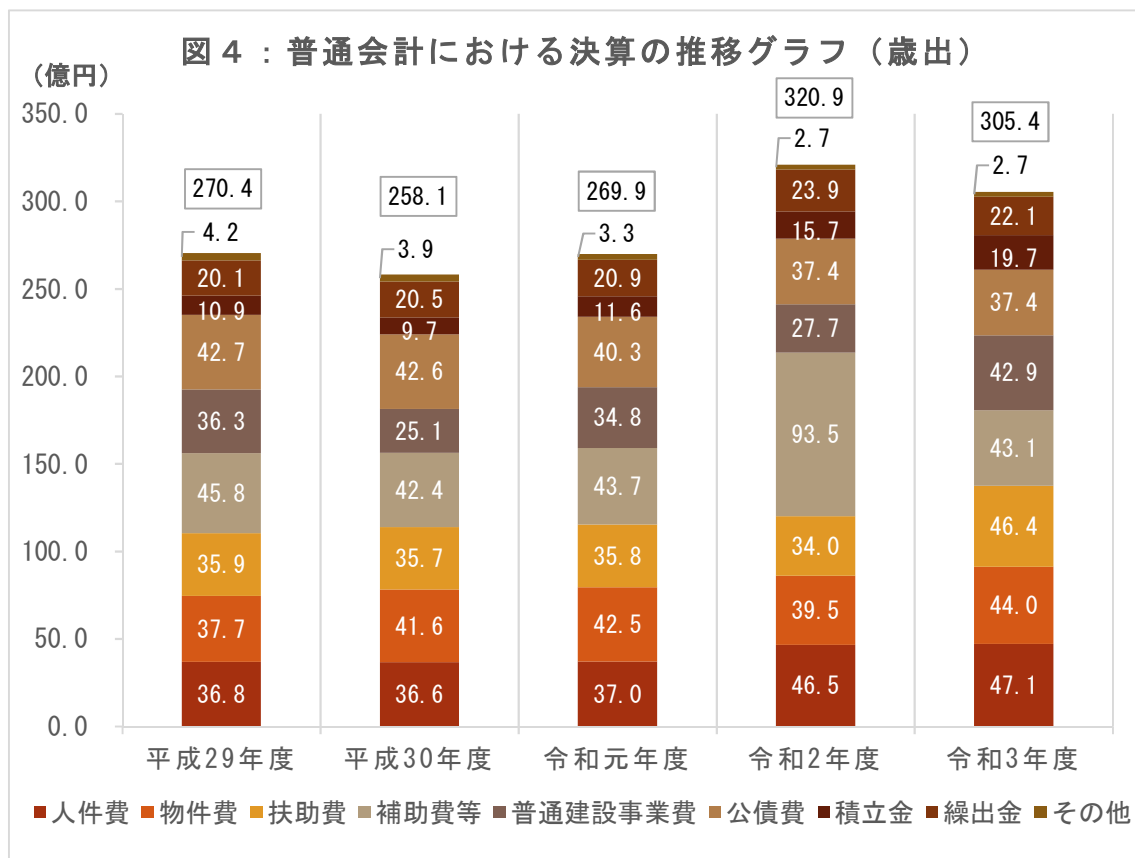
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市税	5,800	5,764	5,724	5,648	5,515
その他自主財源	3,372	3,766	3,940	4,110	4,505
地方交付税	9,678	9,183	9,232	9,296	9,841
国・県支出金	4,224	4,178	4,656	10,056	6,798
地方債	3,138	2,334	2,808	2,312	3,435
その他依存財源	1,293	1,343	1,415	1,452	1,709
合計	27,505	26,568	27,775	32,874	31,803



【表 3：普通会計における決算の推移表（歳出）】

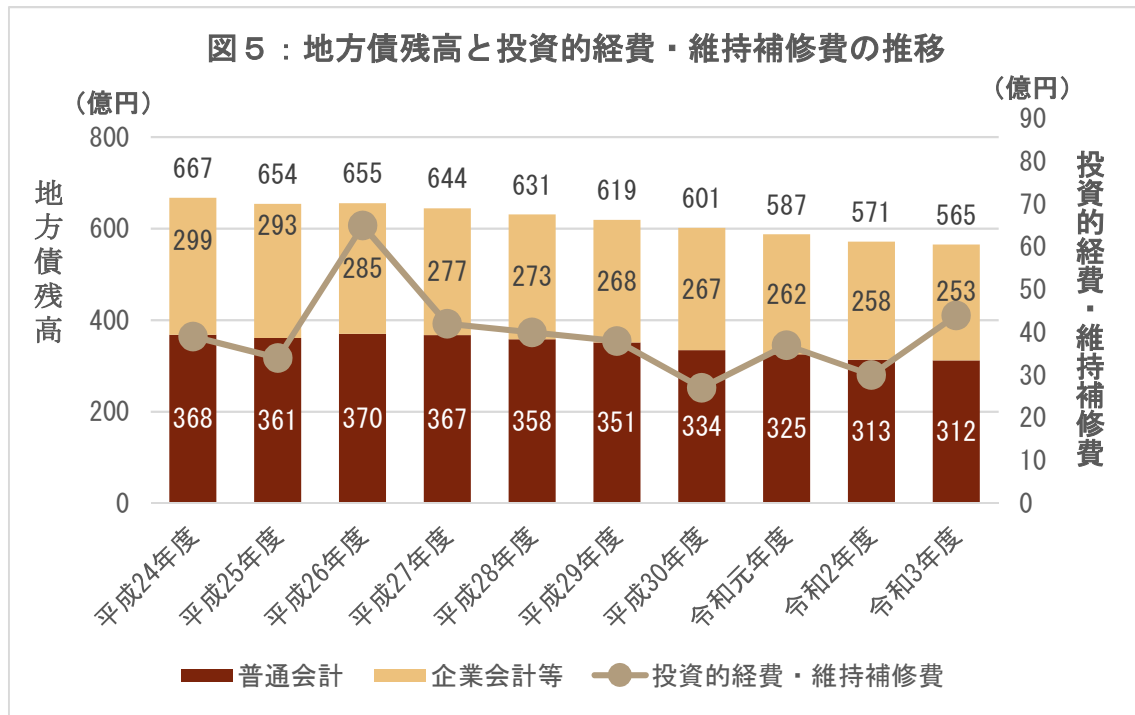
（単位：百万円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
人件費	3,678	3,660	3,697	4,646	4,707
物件費	3,768	4,158	4,250	3,955	4,403
扶助費	3,587	3,574	3,585	3,400	4,644
補助費等	4,582	4,243	4,368	9,350	4,306
普通建設事業費	3,630	2,510	3,475	2,766	4,291
公債費	4,274	4,258	4,034	3,745	3,735
積立金	1,086	973	1,164	1,571	1,974
繰出金	2,010	2,046	2,093	2,392	2,209
その他	420	386	328	269	270
合計	27,035	25,808	26,994	32,094	30,539



全会計の地方債残高は令和 3 年度末では 565 億円で、平成 24 年度以降は減少傾向にあります。市民一人当たりの地方債現在高は 124 万円、将来支払うべき地方債利子の支払いは 40 億円程度となり、次世代への負担を軽減するためにも引き続き、地方債残高の抑制を図っていく必要があります。

年間2億円程度で推移している維持補修費を含む投資的経費は25～40億円程度となっています。公共施設等の大規模改造工事や新規整備が集中した年度は、平年度よりも大幅に増加しており、結果的に地方債残高にも影響を与えています。



Ⅲ 南あわじ市の公共施設等の現状及び将来の見通し

南あわじ市の公共施設は、1960～1980 年代に建設したものが多く、昭和 56 年以前に建設された施設が 27.8%となっています。

1. 公共施設等の現状と課題

本計画の対象となる公共施設等は、本市が所有する、市役所庁舎や学校の校舎等の建築物（公共施設）、道路・橋りょう・下水道（インフラ施設）です。

（1）公共施設

① 現況

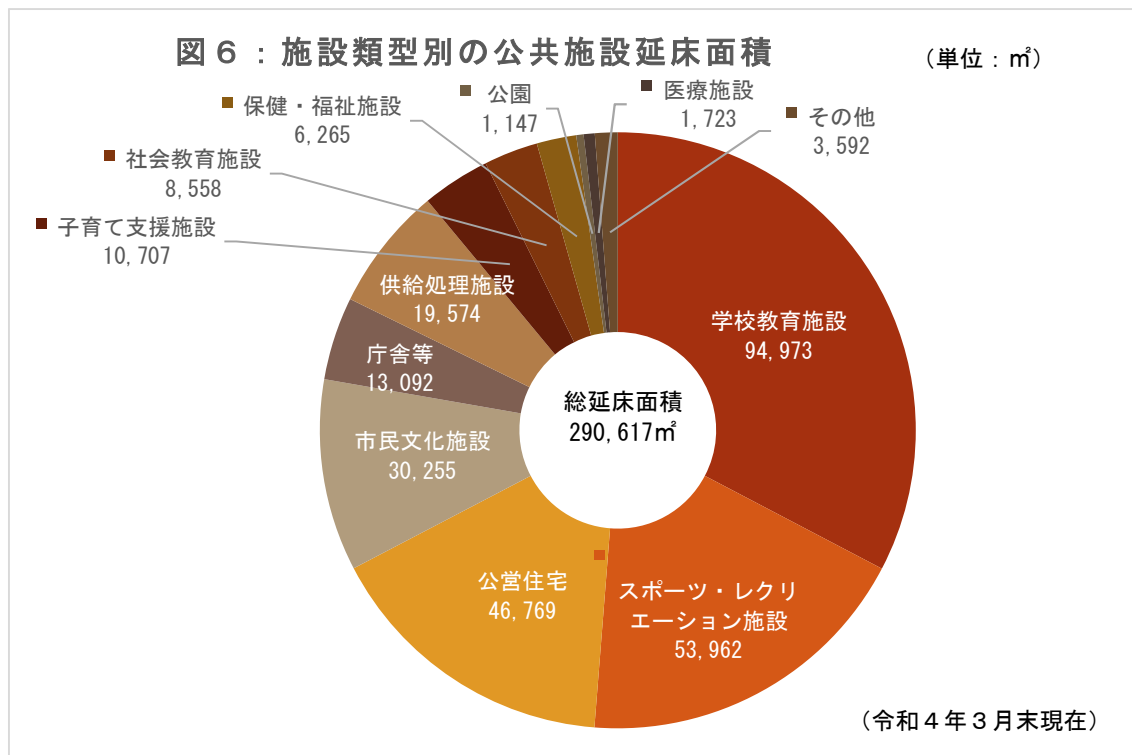
公共施設は、242 施設、総延床面積は約 29 万㎡であり、市民一人当たりでは 6.4 ㎡となります。施設類型別の延床面積では、学校教育施設が最も大きく、続いてスポーツ・レクリエーション施設、公営住宅となっています。

【表 4：公共施設一覧】

施設類型	施設数	延床面積	割合	主な施設
公営住宅	48 施設	46,769 ㎡	16.1%	公営住宅
市民文化施設	36 施設	30,255 ㎡	10.4%	公民館、集会所、コミュニティセンター
供給処理施設	33 施設	19,574 ㎡	6.7%	リサイクルセンター、浄化センター、産業廃棄物最終処分場
学校教育施設	22 施設	94,973 ㎡	32.7%	学校、給食センター
スポーツ・レクリエーション施設	29 施設	53,962 ㎡	18.6%	体育館、野外教育センター、観光施設、社会教育センター、スポーツセンター
保健・福祉施設	14 施設	6,265 ㎡	2.2%	老人福祉センター、保健センター
子育て支援施設	18 施設	10,707 ㎡	3.7%	保育所、こども園、幼稚園、児童館
社会教育施設	6 施設	8,558 ㎡	2.9%	図書館、博物館
庁舎等	2 施設	13,092 ㎡	4.5%	庁舎
医療施設	5 施設	1,723 ㎡	0.6%	診療所
公園	3 施設	1,147 ㎡	0.4%	管理棟、倉庫、便所
その他	26 施設	3,592 ㎡	1.2%	ターミナルセンター、火葬場、公衆便所
総計	242 施設	290,617 ㎡	100%	

（令和 4 年 3 月末現在）

※ 複合施設や併設施設は一つの施設として集計している。



② 【表 5】 公共施設保有量の推移

(平成 27 年 3 月時点)				(令和 4 年 3 月時点)		
施設類型	施設数	延床面積	割合	施設数	延床面積	割合
公営住宅	48 施設	47,291 m ²	15.2%	48 施設	46,769 m ²	16.1%
市民文化施設	38 施設	32,439 m ²	10.5%	36 施設	30,255 m ²	10.4%
供給処理施設	35 施設	19,221 m ²	6.2%	33 施設	19,574 m ²	6.7%
学校教育施設	28 施設	106,004 m ²	34.2%	22 施設	94,973 m ²	32.7%
スポーツ・レクリエーション施設	25 施設	51,587 m ²	16.6%	29 施設	53,962 m ²	18.6%
保健・福祉施設	16 施設	7,454 m ²	2.4%	14 施設	6,265 m ²	2.2%
子育て支援施設	14 施設	8,758 m ²	2.8%	18 施設	10,707 m ²	3.7%
社会教育施設	6 施設	8,571 m ²	2.8%	6 施設	8,558 m ²	2.9%
庁舎等	5 施設	23,360 m ²	4.5%	2 施設	13,092 m ²	4.5%
医療施設	5 施設	1,057 m ²	0.3%	5 施設	1,723 m ²	0.6%
公園	3 施設	1,147 m ²	0.4%	3 施設	1,147 m ²	0.4%
その他	22 施設	3,220 m ²	1.0%	26 施設	3,592 m ²	1.2%
総計	245 施設	310,109 m ²	100%	242 施設	290,617 m ²	100%

③ 本計画策定後に行った対策の主な実績

	取 組 実 績
平成 27 年度	緑庁舎解体△850.55 m ² 、万松園解体△584.03 m ² 大鳴門橋記念館〔県から譲与〕 3,109.15 m ²
平成 28 年度	南淡庁舎解体△3,778.83 m ² 、西淡庁舎解体△3,330.04 m ² 西淡社教センター格技室解体△900 m ² 、旧三原公民館分館解体△514 m ² 休日応急診療所を南淡福祉保健センターへ移転
平成 29 年度	庁舎書庫棟新築工事 420 m ²
平成 30 年度	三原庁舎解体△3,173.04 m ² 、ちどり保育所民営化無償譲渡△996 m ² 旧丸山幼稚園解体△434 m ² 、旧湊口集会所解体△132 m ²
令和元年度	市こども園新築工事 1,045.78 m ²
令和 2 年度	旧灘保育所〔自治会へ無償譲渡〕 △298.59 m ²
令和 3 年度	丸山地区公民館と阿那賀診療所の複合化

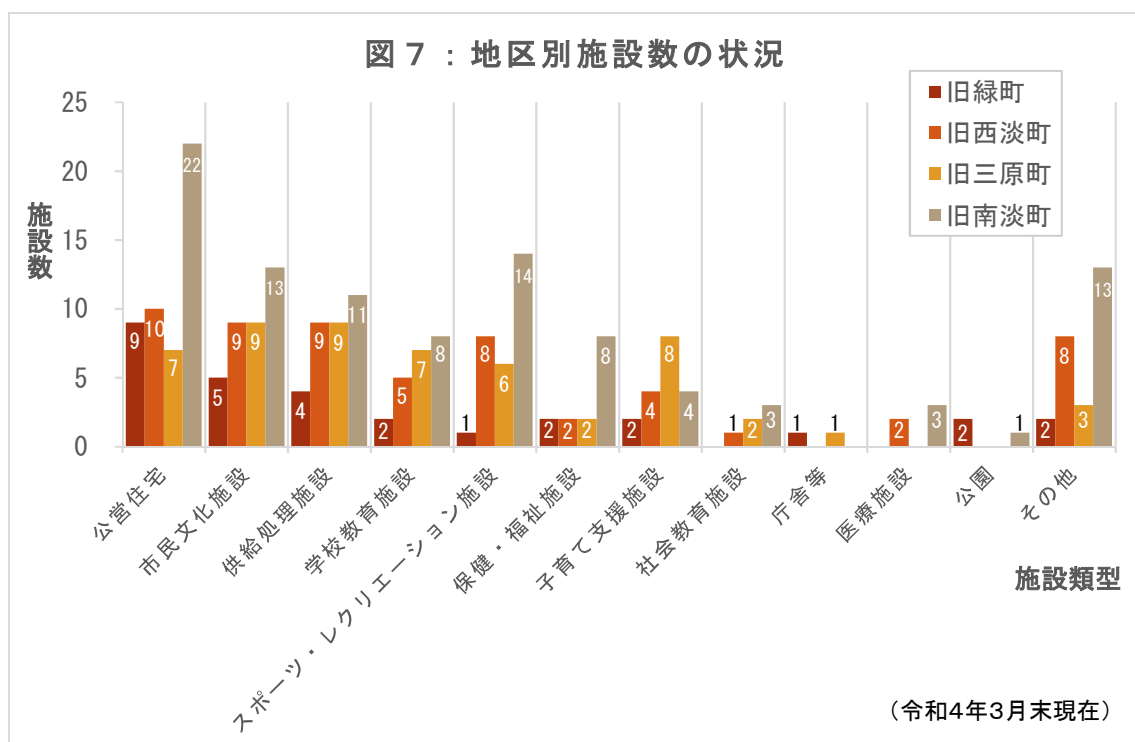
④ 地区別比較

本市の旧 4 町別の施設数は、以下のとおりです。人口規模、面積とも最大の旧南淡町における施設が比較的多く、旧緑町では小中学校 2 施設を一部事務組合で保有していることから施設数から除外しており、学校教育施設の占める割合が低くなっています。

【表 6：地区別施設数の一覧】

施設類型	旧緑町	旧西淡町	旧三原町	旧南淡町	計
公営住宅	9 施設	10 施設	7 施設	22 施設	48 施設
市民文化施設	5 施設	9 施設	9 施設	13 施設	36 施設
供給処理施設	4 施設	9 施設	9 施設	11 施設	33 施設
学校教育施設	2 施設	5 施設	7 施設	8 施設	22 施設
スポーツ・レクリエーション施設	1 施設	8 施設	6 施設	14 施設	29 施設
保健・福祉施設	2 施設	2 施設	2 施設	8 施設	14 施設
子育て支援施設	2 施設	4 施設	8 施設	4 施設	18 施設
社会教育施設	－	1 施設	2 施設	3 施設	6 施設
庁舎等	1 施設	－	1 施設	－	2 施設
医療施設	－	2 施設	－	3 施設	5 施設
公園	2 施設	－	－	1 施設	3 施設
その他	2 施設	8 施設	3 施設	13 施設	26 施設
総計	30 施設	58 施設	54 施設	101 施設	242 施設

(令和 4 年 3 月末現在)



また、令和4年3月末の旧町別の人口から、一人当たりの延床面積を比較すると以下のとおりです。旧緑町の一人当たり面積が低いものの（旧緑町は、小中学校2施設を一部事務組合で保有しており、面積計上を行っていない）、地区別で大きな差はない結果となりました。

【表 7 : 地区別一人当たり面積】

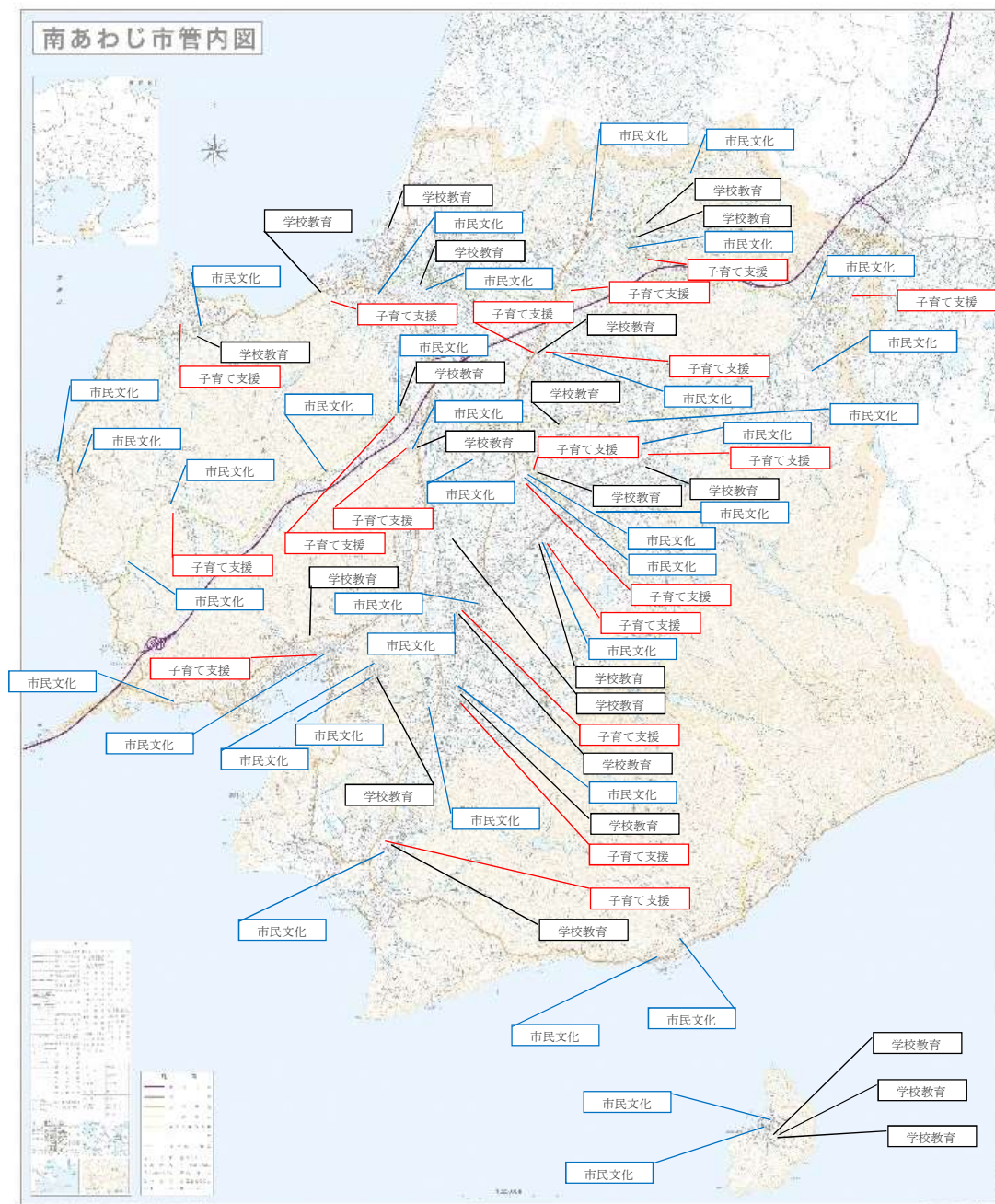
	旧緑町	旧西淡町	旧三原町	旧南淡町	計
総延床面積 (㎡)	30,270	63,962	95,271	101,114	290,617
人口 (人)	5,751	9,544	14,941	15,265	45,501
一人当たり面積 (㎡/人)	5.3	6.7	6.4	6.6	6.4

(令和4年3月末現在)

◆類型別の施設マッピング

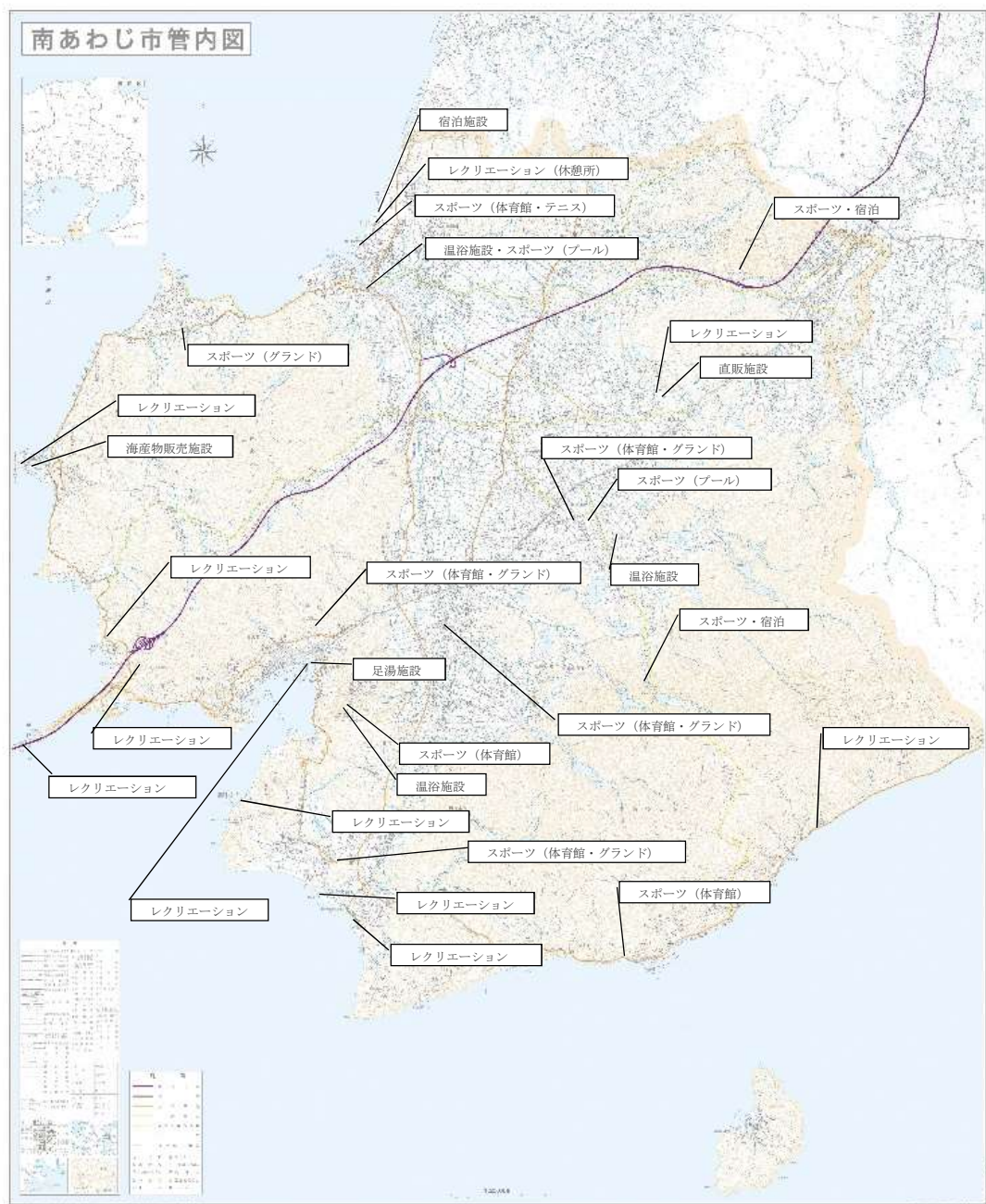
学校教育施設、子育て支援施設、市民文化施設、スポーツ・レクリエーション施設の公共施設をマッピングした結果は以下のとおりです。

図8：学校教育・子育て支援、市民文化の施設マッピング



(令和4年3月現在)

図 9 : スポーツ・レクリエーションの施設マッピング

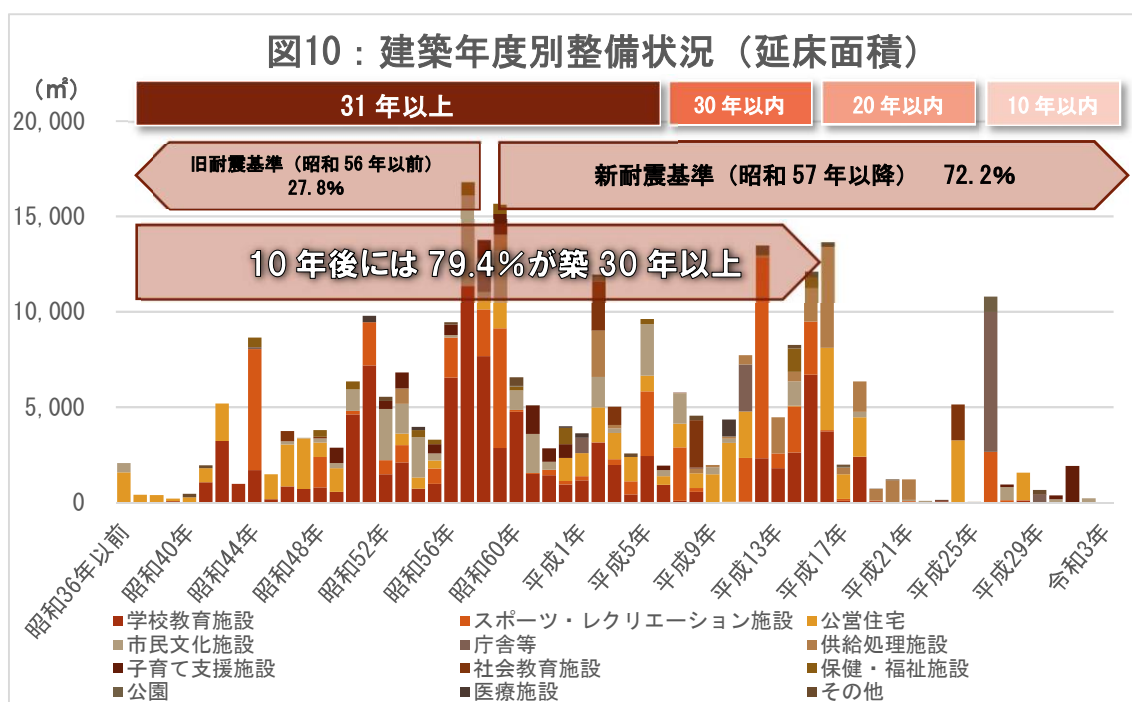


(令和4年3月現在)

⑤ 建築年度別比較

建築年度別に見ると、昭和 57 年（南淡中学校、中央公民館等）、昭和 59 年（大鳴門橋記念館、西淡中学校等）、平成 12 年（文化体育館、農業公園等）に建設された施設の延床面積が比較的大きくなっています。また、近年に整備された大規模な施設としては、平成 26 年以降に、あわじ島まるごと食の拠点施設、若人の広場公園、市庁舎が建設されています。

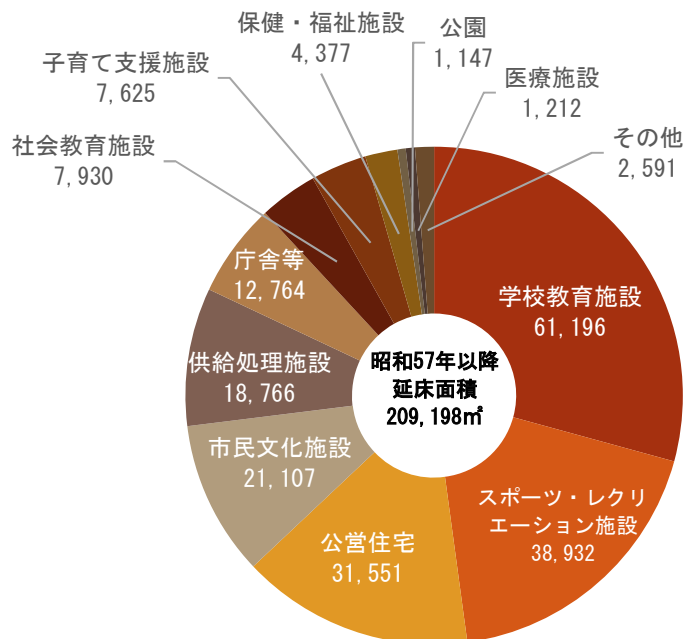
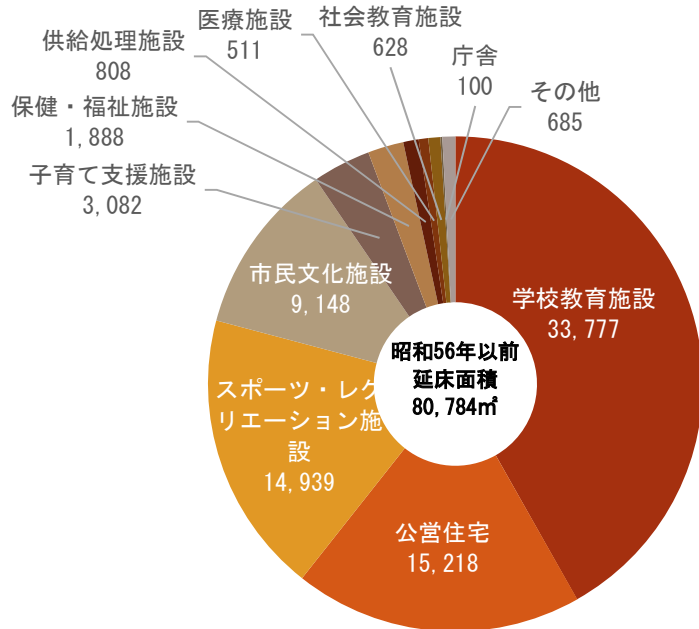
なお、旧耐震基準である昭和 56 年以前の建物の割合は 27.8%を占めています。



（令和 4 年 3 月末現在）

図 11：施設類型別面積

(単位：㎡)



※ 総延床面積 290,617 ㎡との差 635 ㎡は建築年度不明分である。

(令和4年3月末現在)

（２）公共施設等の有形固定資産減価償却率の推移

① 類似団体比較

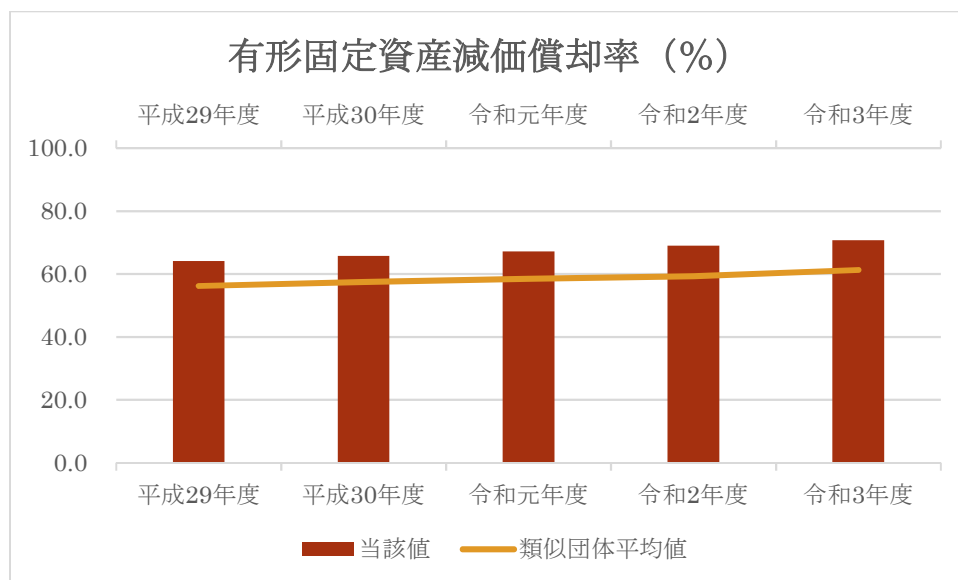
有形固定資産減価償却率は、耐用年数と比較して償却資産の取得からどの程度経過したかを全体として把握するための比率です。

本市の有形固定資産減価償却率は、類似団体に比べて高くなっています。償却率が大きいほど、資産を購入してからの経過期間が長く、資産価値が減少していることを表しており、今後、維持管理、更新費用の増加が見込まれます。

【表８：有形固定資産減価償却率の推移】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
減価償却累計額	119,690	122,298	126,178	129,909	133,779
有形固定資産 ※ 1	186,794	186,265	187,870	188,381	189,337
当該値	64.1	65.7	67.2	69.0	70.7
類似団体平均値	56.2	57.5	58.5	59.3	61.3

※ 1 有形固定資産合計－土地等の非償却資産＋減価償却累計額



(3) インフラ施設

インフラ施設の現況（延長、面積）は以下のとおりです。

① 道路

◆一般道路に関する現況（分類別延長及び面積）

分類	実延長 (m)	道路部面積 (㎡)		実延長 (m)	道路部面積 (㎡)
1 級市道	123, 029	865, 433		124, 033	875, 156
2 級市道	94, 581	543, 654		93, 796	542, 716
その他の 市道	831, 358	3, 313, 294		832, 054	3, 338, 693
合計	1, 048, 968	4, 722, 381		1, 049, 883	4, 756, 565
(平成 27 年 3 月末現在)				(令和 4 年 3 月末現在)	

◆一般道路の整備状況

一般道路は総延長が約 1, 050 km であり、1 級市道は全体の 11. 8% で 2 級市道は 8. 9%、その他市道は 79. 3% となっています。

◆一般道路の老朽化状況

道路（舗装）や道路構造物等は、使用年数の経過や通行車両の増加、大型化とともに年々老朽化しています。特に舗装については、ひび割れやわだち掘れ等経年劣化が進んでおり、道路構造物等においても、腐食や老朽化の進行が予想されます。

② 橋りょう

◆橋りょうに関する現況（構造別延長及び面積）

分類	延長 (m)	橋りょう面積 (㎡)		延長 (m)	橋りょう面積 (㎡)
PC 橋	1, 408	8, 868		1, 544	9, 846
RC 橋	2, 879	13, 490		2, 830	13, 261
鋼橋	2, 234	8, 668		2, 212	8, 602
石橋	78	206		78	206
その他	64	137		64	138
合計	6, 663	31, 369		6, 729	32, 053
	(平成 27 年 3 月末現在)			(令和 4 年 3 月末現在)	

◆橋りょうの整備状況

道路橋は717橋あり、総延長は約6.7km、総面積は約32千㎡です。

717橋のうち、PC橋※¹は95橋、RC橋※²が472橋、鋼橋が128橋、石橋等その他の橋が22橋となっています。

◆橋りょうの老朽化状況

717橋のうち、建設時から50年を経過する橋りょうは、全体の34%程度、今後20年を経過すると、その割合は91%まで上昇し急速に老朽化が進みます。

橋りょうの健全性を判断する定期点検結果（調査済717橋）においては、早期または緊急に対処（修繕等）するべき橋りょうは全体の6.3%（45橋）、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい橋りょうは全体の67.7%（485橋）となっています。

部位別での判定結果では、床板（剥離、鉄筋露出等）が46%、主桁（剥離、鉄筋露出等）46%、支承（腐食等）が41%となっています。

※1 PC橋：桁にPC（プレストレスト・コンクリート）を使った橋。PCは鉄筋コンクリートに比べて、ひび割れが発生しにくく、より強い荷重に対抗できるように丈夫にしたコンクリートのこと。

※2 RC橋：桁に鉄筋コンクリートを使った橋。

③ 下水道

◆下水道施設に関する現況

施設類型	施設数	建物総床面積		施設数	建物総床面積
下水道施設 (汚水処理場)	24 施設	12,938 m ²	➡	20 施設	12,476 m ²
(平成 27 年 3 月末現在)				(令和 4 年 3 月末現在)	

◆下水道施設の整備状況

施設の統合を順次、進めており、令和 3 年度末時点で 20 処理区に統合されています。

◆下水道施設の老朽化状況

処理場施設は老朽化が進んでおり、7 箇所の処理場が 10 年以内に一斉に改築・更新の時期を迎えます。

すでに一部処理機械の更新を行っていますが、大規模な更新時期を迎えることから、改築・更新費の増加が見込まれます。

◆下水道管に関する現況（管種別延長）

管種	延長 (km)
コンクリート管	2.9
塩化ビニール管	490.7
その他	6.7
合計	500.3

(平成 27 年 3 月末現在)

延長 (km)
5.2
520.8
6.9
532.9

(令和 4 年 3 月末現在)

◆下水道管の整備状況

令和 3 年度末現在、下水道管の総延長は約 532.9 km です。

下水道整備済処理区域は、1,540.4ha で下水道事業計画区域 (1,785.7ha) に対して、86.3% まで面整備が進展しており、生活排水処理率は、87.7% となります。

また、社会資本総合整備計画（重点アクションプラン）に基づき令和 8 年度に整備完了の予定で進めています。

◆下水道管の老朽化状況

令和 3 年度末現在、標準耐用年数（50 年）を経過している下水道管はないため、管路の改築・更新の計画は策定していません。

今後、30 年経過時に改築・更新計画を策定する予定です。

2. 公共施設等の将来の更新費用の試算結果

南あわじ市の公共施設等について、このまま全て保有し続けた場合に必要な更新費用を試算したところ、今後 34 年間に於いて従来型で 1,596.1 億円、年平均 46.9 億円となり、長寿命化でも 1,399.5 億円、年平均 41.2 億円となります。直近 5 年間にかけた投資的経費の更新費用年平均 28.2 億円と比較して従来型は 1.66 倍、長寿命化型は 1.46 倍になります。

(1) 将来更新費用の算定方法

① 基本的な考え方

将来更新費用の試算について、総務省の公共施設等更新費用試算ソフト（以下、「試算ソフト」という）に基づき算定しました。この試算ソフトは、将来の公共施設等の更新費用を推計するにあたり、物価の変動、落札率、国庫補助制度及び地方財政制度の変更等の様々な変動要因がある中で、地方公共団体の規模にかかわらず簡便に推計でき、将来の財政運営の参考にできることを重視しています。

公共施設等の種類ごとに、耐用年数経過後に、現在と同じ数量（面積、延長）で更新すると仮定し、「数量×更新単価」にて、調査年度から 34 年度分の更新費用を試算します。ただし、各公共施設について、大規模修繕の予定がないものは建替え費用のみ計算し、廃止予定施設については更新費用の算定対象外としています。

なお、下水道のうち機能維持費用や新規整備費用については、別途策定した改築・更新の計画に基づく試算値を用いています。

② 各施設の前提・数量

(ア) 従来型

種別	前提	数量
公共施設	30 年後に大規模改修（修繕期間 2 年）	延床面積（㎡）
	60 年後に建替え（建替え期間 3 年）	
道路	30 年ごとに打換え	舗装面積（㎡） （分類別）
橋りょう	60 年後に更新	橋りょう面積（㎡） （構造別）
下水道管	50 年後に更新	管路延長（m） （管種別）

なお、大規模改修、建替え、更新実施年数をすでに経過している場合、公共施設は 3 年、で積み残しを処理すると仮定しています。

(イ) 長寿命化型

種別	前提	数量
公共施設	25 年後に中規模改修（修繕期間 1 年）	延床面積（㎡）
	45 年後に長寿命化改修（修繕期間 1 年）	
	65 年後に中規模改修（修繕期間 1 年）	
	85 年後に建替え（建替え期間 1 年）	

③ 更新単価

各施設の更新単価は以下のとおりです。

(ア) 公共施設・従来型

施設類型	更新単価（単位：千円/㎡）	
	大規模改修	建替え
市民文化施設	250	400
社会教育施設	250	400
スポーツ・レクリエーション施設	200	360
学校教育施設	170	330
子育て支援施設	170	330
保健・福祉施設	200	360
医療施設	250	400
庁舎等	250	400
公営住宅	170	280
公園	170	330
供給処理施設	200	360
その他	200	360

(イ) 公共施設・長寿命化型

施設類型	更新単価（単位：千円/㎡）		
	中規模改修	長寿命化改修	建替え
市民文化施設	120	240	400
社会教育施設	120	240	400
スポーツ・レクリエーション施設	108	216	360
学校教育施設	99	198	330
子育て支援施設	99	198	330
保健・福祉施設	108	216	360
医療施設	120	240	400
庁舎等	120	240	400
公営住宅	84	168	280
公園	99	198	330
供給処理施設	108	216	360
その他	108	216	360

(ウ) 道路

種別	更新単価（単位：千円/㎡）
一般道路（国道、主要地方道、一般県道、 1級市町村道、2級市町村道、その他の市町村道）	4.7

(エ) 橋りょう 従来型

種別	更新単価（単位：千円/㎡）
年度別・構造別で把握できる場合の PC 橋、RC 橋、石橋、木橋その他	425
年度別・構造別で把握できる場合の鋼橋	500

(エ) 下水道管

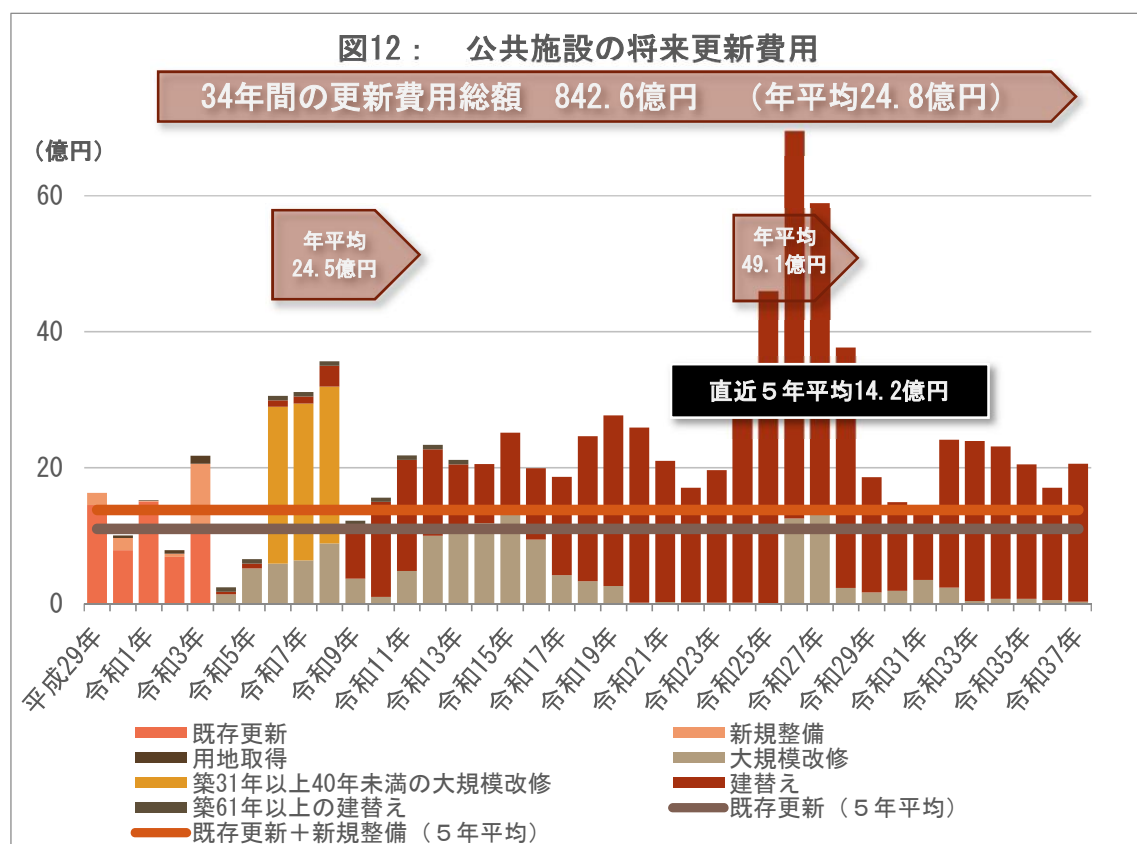
種別	更新単価（単位：千円/m）
管種別：コンクリート管、陶管、塩化ビニール管	124
管種別：更生管	134

（２）将来更新費用の試算結果

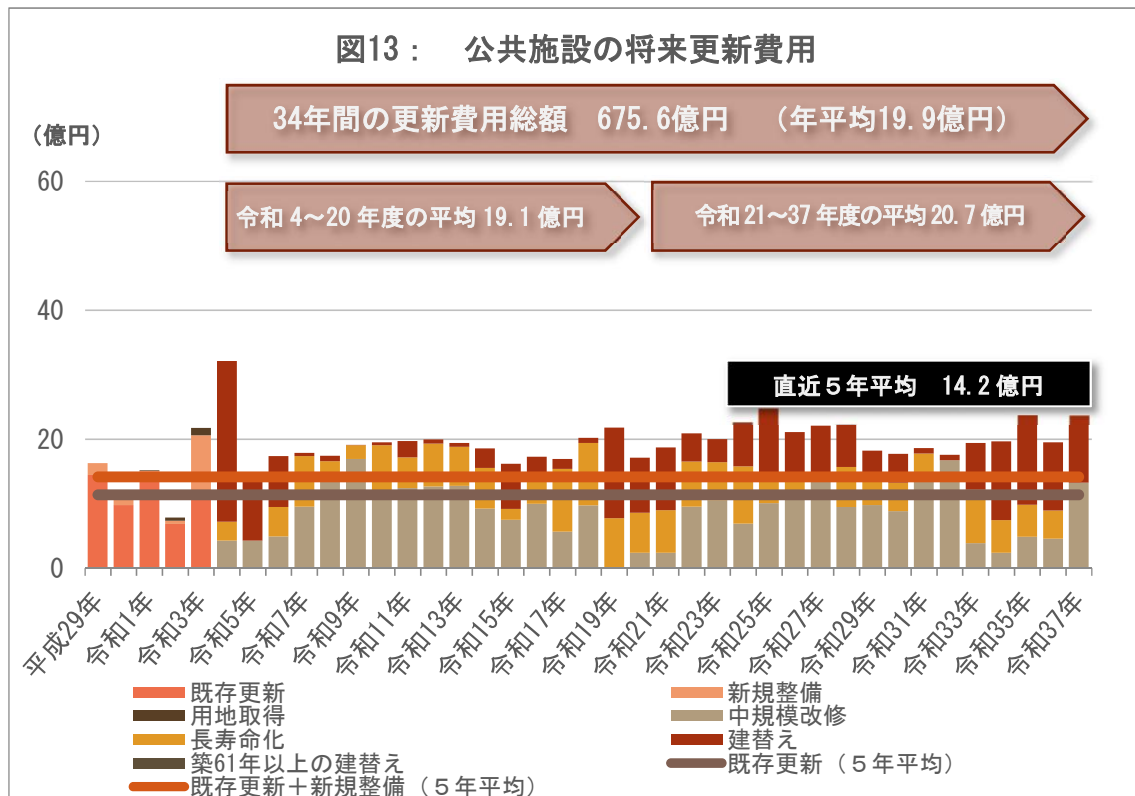
① 公共施設の将来更新費用

公共施設の更新費用は今後 34 年間に於いて従来型で 842.6 億円、年平均 24.8 億円となり、長寿命化型でも 675.6 億円、年平均 19.9 億円となります。直近 5 年間に於けた投資的経費の更新費用年平均 14.2 億円と比較して従来型は 1.7 倍、長寿命化型は 1.4 倍になります。なお、下水道にかかる施設についての更新費用は、「公共施設」ではなく、「インフラ施設」の下水道の区分に集計しています。

（ア）従来型



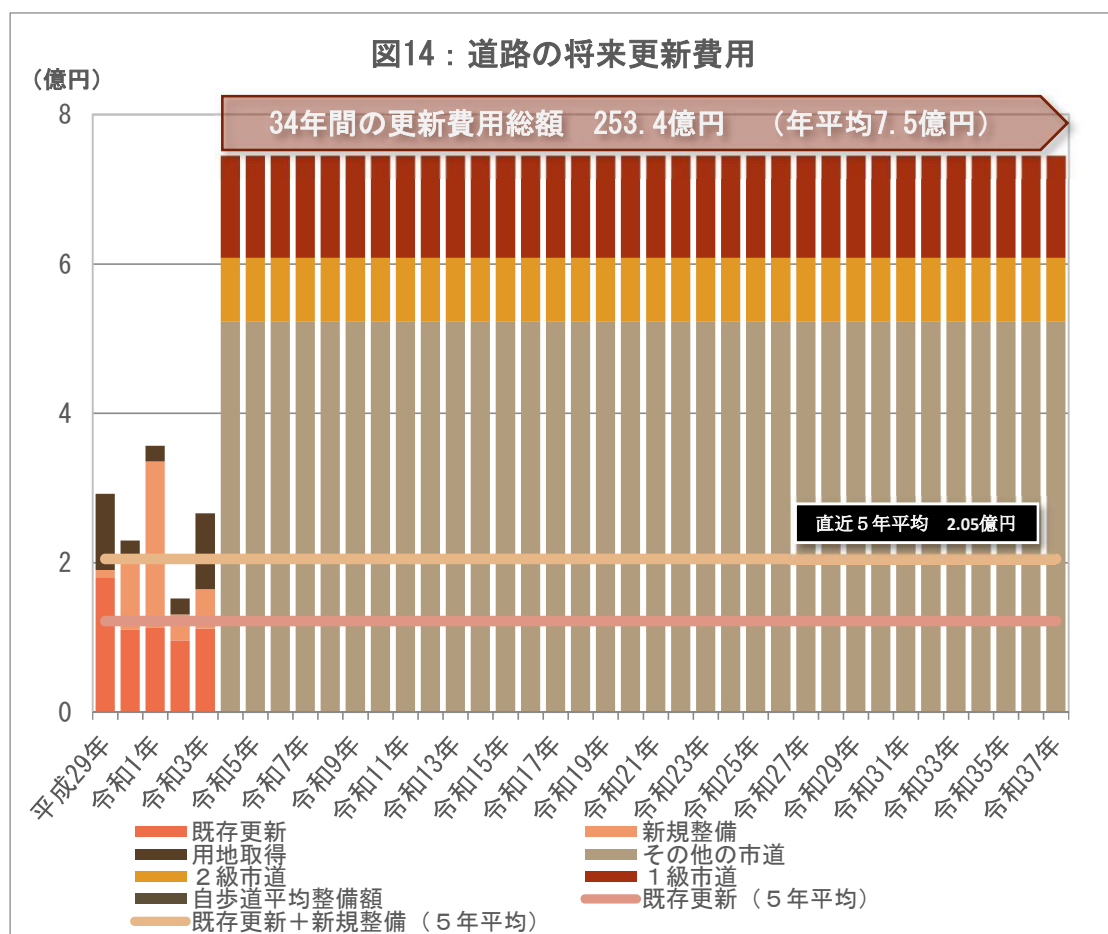
(イ) 長寿命化型



② 道路の将来更新費用

道路の更新費用は今後 34 年間で 253.4 億円、年平均 7.5 億円となり、これまでにかけた投資的経費の更新費用の年平均と比較して 3.7 倍になります。

道路については、路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備していくため、年度別に把握することは困難です。そのため、道路の面積を耐用年数（舗装 30 年）で均等に割った数量を年間の更新量と仮定して計算しています。

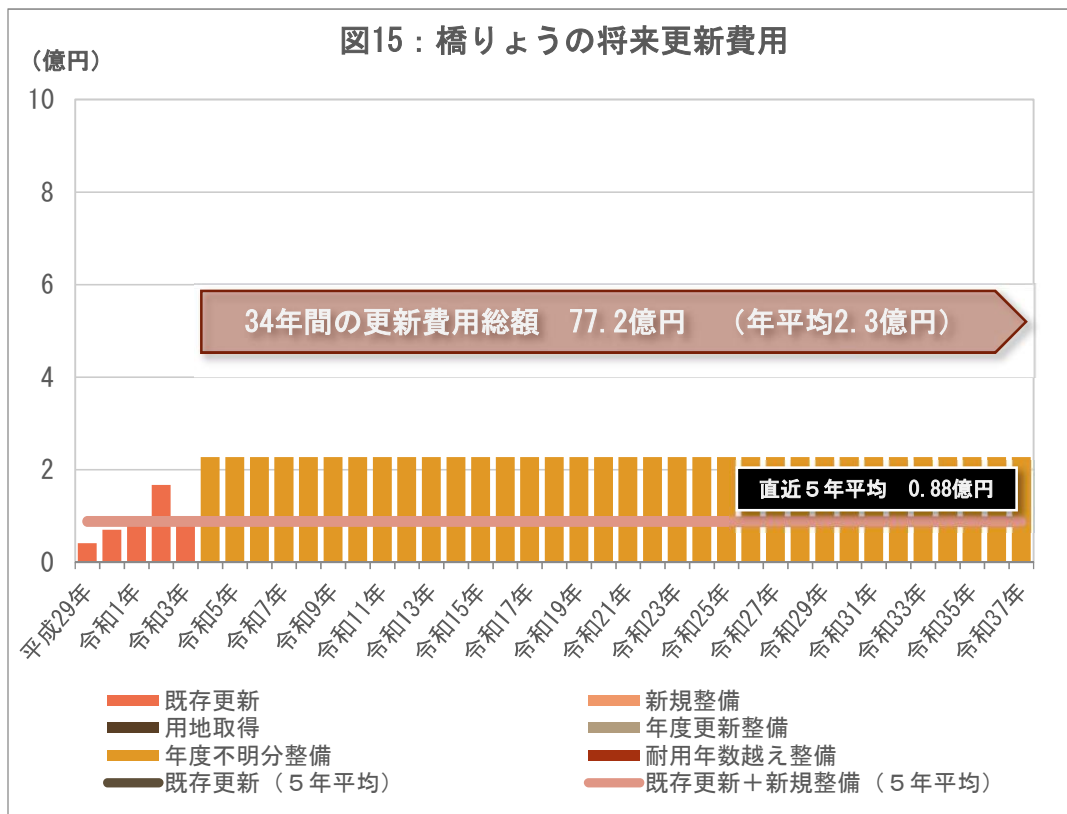


③ 橋りょうの将来更新費用

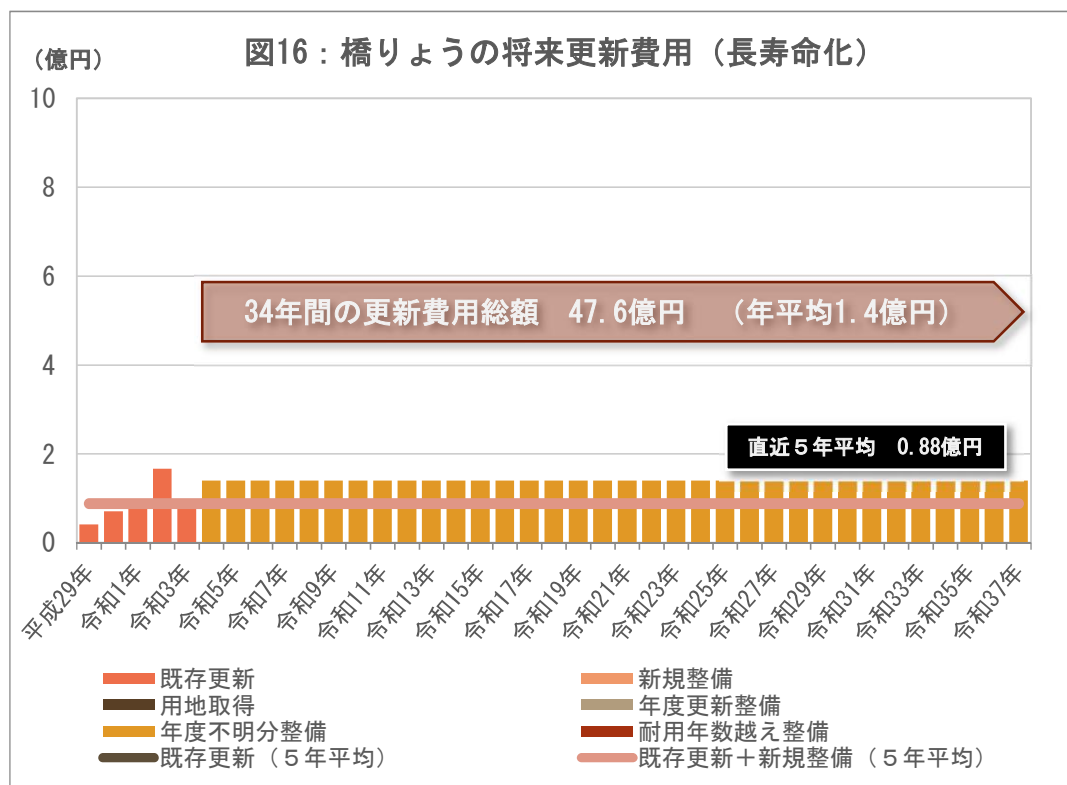
橋りょうの更新費用は今後34年間に於いて従来型で77.2億円、年平均2.3億円となり、長寿命化型でも47.6億円、年平均1.4億円となります。直近5年間にかけた投資的経費の更新費用年平均0.88億円と比較して従来型は2.61倍、長寿命化型は1.59倍となります。

なお、整備年度不明分に係る更新費用は、65年間にわたって均等に費用が発生するものと仮定しています。

(従来型)

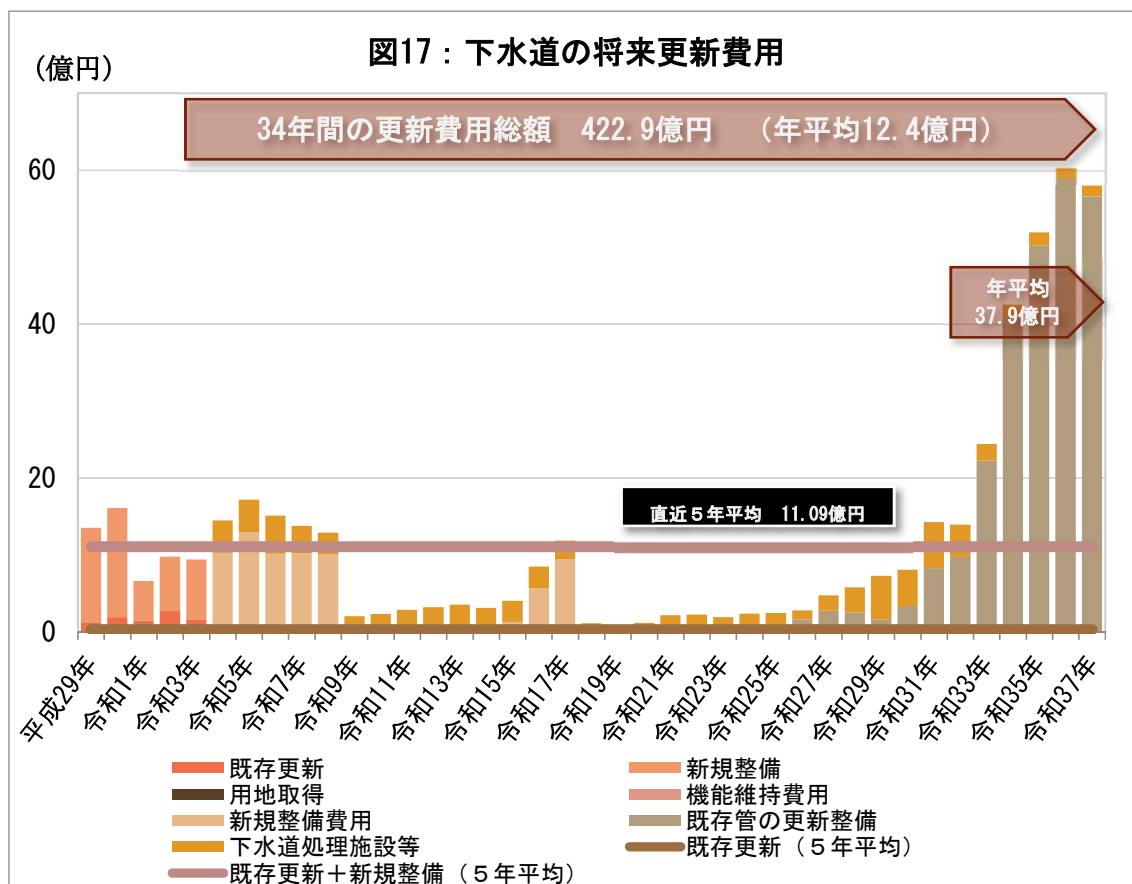


(長寿命化型)



④ 下水道の将来更新費用

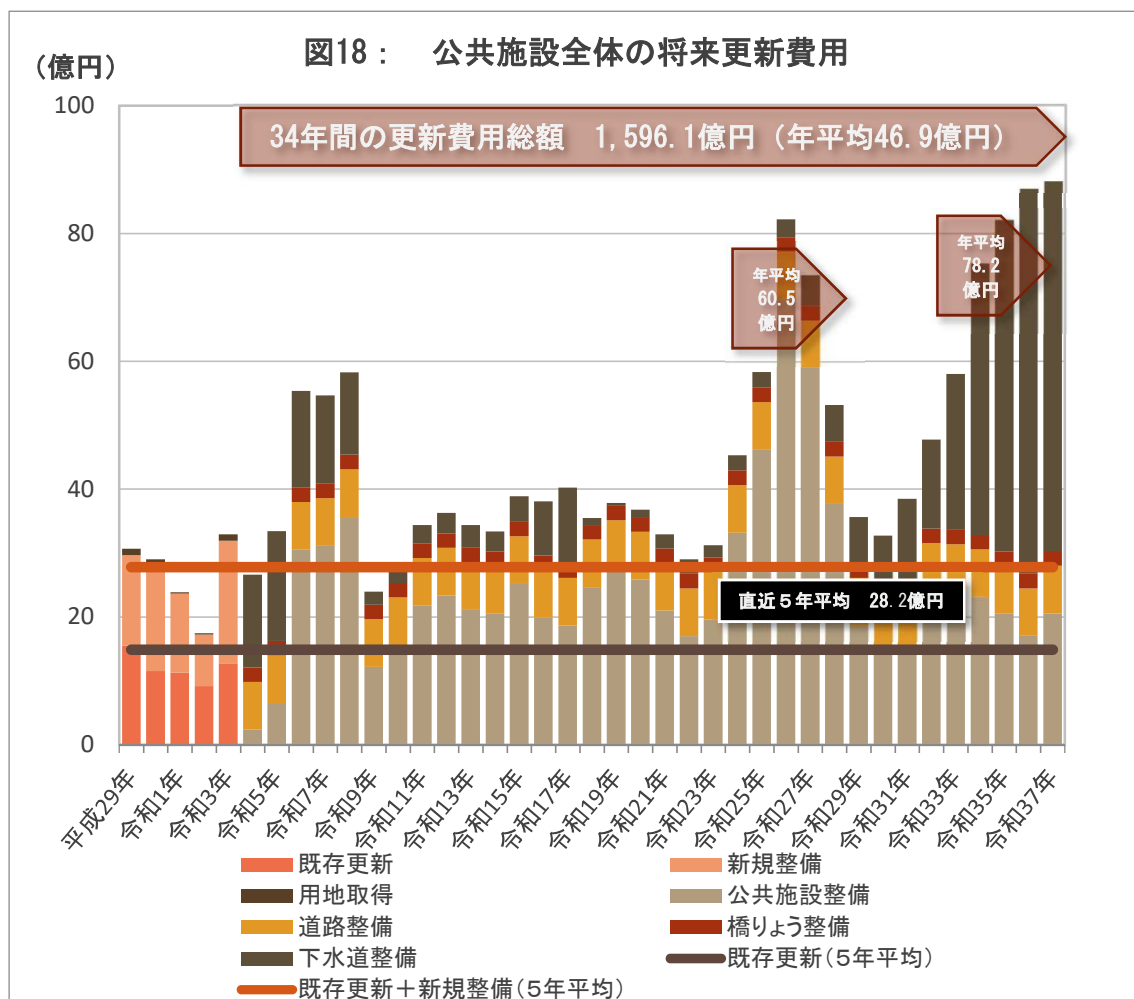
下水道の更新費用は今後 34 年間で 422.9 億円、年平均 12.4 億円となり、これまでにかけた投資的経費の更新費用の年平均と比較して 1.1 倍になります。下水道は現在も整備を進めているため、新規整備に係る額を含む直近 5 年間の投資的経費が比較的多くなっていることから将来の更新費用は直近の年平均額とほぼ同程度という結果となっています。しかし、平成 11 年度以降に整備した下水道管が令和 31 年度以降に更新時期を迎えることから、令和 31 年度以降の更新費用の年平均額は 37.9 億円に増加し、直近の年平均額の 3.4 倍となります。



⑤ 公共施設全体の将来更新費用

試算ソフトを使用し、今後 34 年間、このまま公共施設等（公共施設、道路、橋りょう、下水道）を全て保有し続けた場合の必要コストを試算したところ、34 年間で 1,596.1 億円、年平均 46.9 億円となり、これまでにかけた投資的経費の更新費用の年平均と比較して 1.66 倍となります。

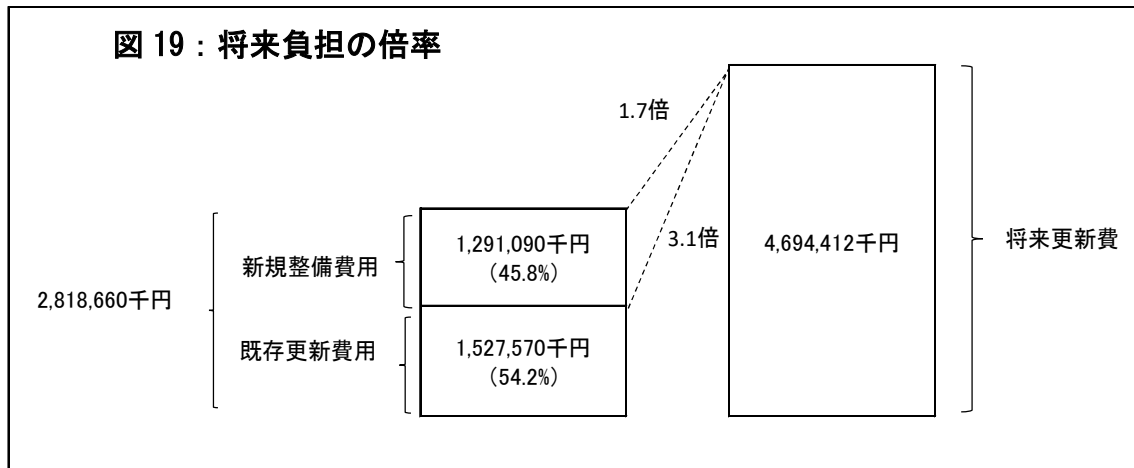
なお、下水道は、平成 8 年度から供用開始し、現在も順次整備を進めている状況につき、下水道管の耐用年数（50 年）経過による更新費用が令和 31 年度以降に多く生じる結果となるなど下水道事業全体の更新費用は多額になることが見込まれるため、将来を見据えた計画的な更新が必要となります。



【表 9：更新費用の推計表】

(ア) 従来型

施設区分	既存更新+新規整備 (過去 5 年実績)		今後の推計		倍率 B/A (単位：倍)
	5 年累計 (単位：千円)	年平均-A (単位：千円)	34 年累計 (単位：千円)	年平均-B (単位：千円)	
公共施設	7,084,041	1,416,808	84,260,000	2,478,235	1.7
道路	1,025,519	205,104	25,340,000	745,294	3.6
橋りょう	440,908	88,182	7,720,000	227,059	2.6
下水道	5,542,830	1,108,566	42,290,000	1,243,824	1.1
合計	14,093,298	2,818,660	159,610,000	4,694,412	1.7



単年度の将来更新費用を過去 5 年の既存更新費用と比べると 3.1 倍、さらに新規整備費用を加えた過去 5 年の投資的経費と比べると 1.7 倍となります。

(イ) 長寿命化型

施設区分	既存更新+新規整備 (過去5年実績)		今後の推計		倍率 B/A (単位：倍)
	5年累計 (単位：千円)	年平均-A (単位：千円)	34年累計 (単位：千円)	年平均-B (単位：千円)	
公共施設	7,084,041	1,416,808	67,560,000	1,987,059	1.4
道路	1,025,519	205,104	25,340,000	745,294	3.6
橋りょう	440,908	88,182	4,760,000	140,000	1.6
下水道	5,542,830	1,108,566	42,290,000	1,243,824	1.1
合計	14,093,298	2,818,660	139,950,000	4,116,177	1.5

長寿命化型で単年度の将来更新費用を過去5年の投資的経費と比べると 1.5 倍となります。

表 10：今後 34 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込

(令和 4～37 年度)

(単位：百万円)

		維持管理・ 修繕(①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過 時に単純更新 した場合(⑤)	長寿命化対策 等の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去3年平均)
普通会計	建築物(a)	26,418	46,768	20,792	93,978	110,675	▲16,697	2,210
	インフラ施設(b)	1,082	30,100		31,182	34,144	▲2,962	352
	計(a+b)	27,500	76,868	20,792	125,160	144,819	▲19,659	2,562
公営企業会計	建築物(c)				0		0	
	インフラ施設(d)	12,856	16,453	25,837	55,146	55,146	0	1,238
	計(c+d)	12,856	11,620	20,475	55,146	55,146	0	860
建築物計(a+c)		26,418	46,768	20,792	93,978	110,675	▲16,697	3,448
インフラ施設計(b+d)		13,938	46,553	25,837	86,328	89,290	▲2,962	1,212
合計(a+b+c+d)		40,356	93,321	46,629	180,306	199,965	▲19,659	3,800

長寿命化等の対策により施設の更新費用の効果額は 34 年間で 196 億 6 千万円となっています。しかし、過去 5 年間の投資的経費と比べると 1.5 倍と、長寿命化型の更新を行っても多くの費用がかかり、南あわじ市として長期的な視点で施設のあり方を検討する必要があります。

Ⅳ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

南あわじ市の公共施設等の現状と課題を踏まえ、長期的な視点で目指すべき基本的な管理方針を定め、全庁的な体制で取り組んでいきます。

1. 計画期間

本計画は、公共施設等の基本的な方向性を長期的な視点で検討するため、平成 28 年度から令和 37 年度までの 40 年間を計画期間とします。

2. 推進体制

各施設の所管部署を横断的に管理し、効率的に維持管理する目的で、市長をトップとした全庁的な取組体制を構築します。また、施設に関する様々な情報の一元化を図るとともに施設の総合的な管理についての基本的ルールの策定を行います。

3. 現状や課題に関する基本認識

（１）人口構造の変化と公共施設にかかる財源の限界

本市では、今後、少子高齢化が進行し、人口の大幅な減少が見込まれています。今後の大きな景気回復が見込めないこと、高齢化により 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が減少することから、税収等の増加は期待できない状況です。また、高齢者人口の増加に伴い、扶助費のさらなる増加も考えられます。

一方、今後、多くの公共施設等が更新時期を迎え、改修や建替えに係る費用の大幅な増加が見込まれています。整備された公共施設等の機能を適切に保つためには、維持管理や運営に係る経常的な費用も毎年度必要となり、さらに大規模修繕等が必要となります。

公共施設の維持管理や整備更新に支出できる予算には限界があることから、公共施設のあり方を検討する必要があります。また、人口構造の変化に合わせた施設規模の見直しを行い、市民ニーズに適切に対応する必要があります。

（２）公共施設の老朽化

本市の公共施設の整備状況を建築年度別にみると、昭和 40 年代から市民文化施設や学校教育施設、スポーツ・レクリエーション施設等が集中的に整備され、その多くが今後 15 年の間に耐用年数を迎えることとなり、老朽化や耐震化の問題に直面しています。旧耐震基準が適用されていた時期である昭和 56 年度以前に整備されたものは 27.8%にのぼり、安心・

安全の観点から課題がある公共施設や老朽化が深刻な状況にある公共施設が多くあることが分かります。老朽化施設については、必要性の精査も行った上で、今後のあり方を検討していく必要があります。

（３） 合併に伴う公共施設の重複及び分散配置

本市は、平成 17 年 1 月に旧緑町、旧西淡町、旧三原町、旧南淡町が合併して発足しています。現存する公共施設は、住民福祉の向上と地域振興のために旧 4 町が建設したものを引き継いでいるものが多く、機能が重複しているものや地理的に集中しているものについては、重複の解消や分散配置等を考えていく必要があります。

4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 基本方針

老朽化が進む公共施設等を今後も安心して使用していくためには、適切な維持修繕に加え、時代の変化に応じた対応を図るための大きな改修工事も必要となります。インフラ施設である道路・橋りょう、下水道も、安全性が求められることから、計画的な更新が求められています。

公共施設等は数十年にわたり利用するもので、年数経過による更新・建替えは長期的な視点での判断が必要となります。公共施設の維持コストは、財政への負担も大きく、将来世代に過度な負担を強いることがないように、財政構造や公共施設等の利用状況等の変化を捉え、保有量を考えていく必要があります。

そこで基本方針として、現在の施設保有量が人口や財政規模から見て適正とはいえない状況であることから、将来の人口動向や財政状況を踏まえ、原則として新たな施設整備は極力抑制するとともに、公共施設等のコンパクト化（統合・廃止、規模縮小等）を推進し、「施設保有量の最適化」を図ります。既存施設は、老朽化の状況や利用実態及び将来の需要見通しを踏まえ、保持していくべき施設については、計画的な修繕・改修による長寿命化に努め、「有効活用」を図ります。

基本方針

- ① 施設保有量の最適化（適正規模の施設の保有・将来の需要見通しのある施設の保有）
- ② 既存施設の有効活用の推進（将来的にも必要な施設の計画的な維持更新）

◆施設保有量の最適化

・総量の削減

施設保有量の最適化にあたり、まず新たな施設整備は必要不可欠なものであるか、他の施設で代用可能ではないか等を十分検討した上で極力抑制し、既存施設については公共施設の老朽化状況、耐震性等の建物性能（ハード面）やコスト情報、利用状況（ソフト面）等の様々な視点から「継続」や「廃止」等といった施設のあり方について検討し、施設ごとに客観的な評価を行っていきます。また、市域を一体として捉え、合併前の旧町の枠組みにとらわれない施設の役割、設置状況及び将来の需要見通し等を考慮した再編を検討し、施設保有量の最適化に取り組みます。

具体的な施設保有量の最適化方法としては、既存施設の統廃合及び転用、複合化や多機能化、民間への売却等を検討することにより、機能やサービスを集約し、施設総量の段階的な削減に取り組みます。

- ・建替えや新規整備の考え方

将来にわたり公共施設等を維持していくために、大きな施設の整備を実施する際には、既存施設の有効活用を優先的に検討し、施設総量削減や増加の抑制を図りながら、コストパフォーマンスの高い施設を考えることとします。施設の建替えや新規施設の整備が必要となり、施設保有量が増加する場合は、他の施設での複合化等により、中長期的な視点で総量の削減に取り組めます。

- ・組織的な対応

本計画を実践するためには、資産状況の把握に加え、土木・建築の技術面や財産台帳の管理、予算編成等を連携させることが必要不可欠であり、部門横断的に本計画を実行し、公共施設等のマネジメントを推進するため、組織的対応を検討します。

◆数値目標

南あわじ市長期財政計画では、市財政の収支見通しとして令和 34 年度までの歳出超過の累計額が 205.2 億円となる試算となっており、少なくとも本計画において、公共施設の将来の更新費用を 40%削減する必要があります。更新費用は公共施設の延床面積に比例することから、将来の更新費用を削減するためには、施設の延床面積を現在の 31 万㎡に比べて、40%（12.4 万㎡）減らす必要があります。計画期間中のうち、平成 28 年度から 10 年間については、公共施設の削減目標 40%のおよそ 4 分の 1 に当たる 10%を目標に設定します。数値目標を達成するには、近隣自治体との施設の相互利用や共同設置等による費用削減の可能性も考えていく必要があります。

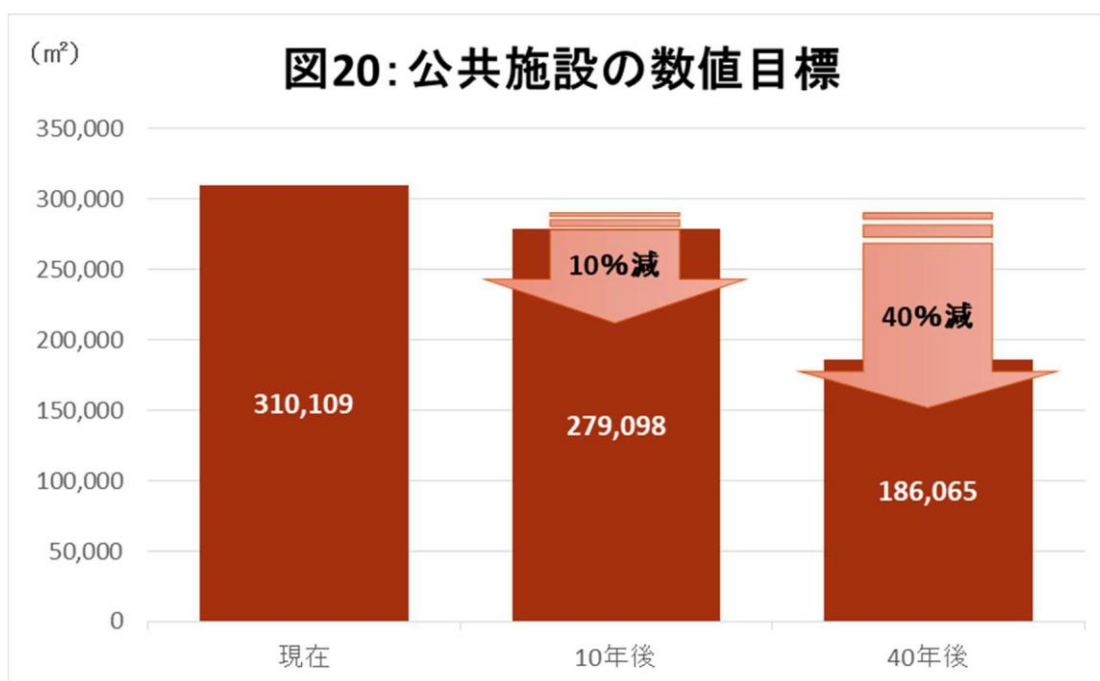
次に、インフラ施設については、市民生活等に直結するものであることから、単なる削減を行うことはできません。現状における個別施設の保全実施の方針や計画に沿って、可能なものは整理・統合等を進めながら、維持管理費用の軽減方策に適宜取り組む他、継続的な点検により施設の状態を把握しつつ、長寿命化と将来費用の縮減につなげていきます。

公共施設の数値目標

- ・公共施設の今後 10 年間（平成 28 年度～令和 7 年度）の延床面積 ▲10%
- ・公共施設の今後 40 年間（平成 28 年度～令和 37 年度）の延床面積 ▲40%

インフラ施設の目標

- ・長寿命化の推進、将来費用の縮減



(2) 統合や廃止の推進方針

市民のニーズや社会情勢の変化、利用状況に鑑みて、必要性が乏しい施設については、議会や市民との調整を十分整えた上で、用途廃止・撤去の検討を行います。その際には、類似、重複した機能を有する施設を総合的に捉え、改築に際しては周辺類似施設の集約化による機能統合も視野に入れます。

用途廃止や統廃合、集約化による空き施設については、可能な限り用途転用することにより、既存施設の改築費の抑制を図ります。廃止する施設については、速やかに取壊しを行い、安全面や景観の確保及び事業費等の削減や平準化を図るほか、有償で売払いや貸付けを行う等、財源確保の手段として有効に活用します。

公共施設の見直しにあたって、総量縮減は財源確保の一つの手段であると捉え、単純な面積縮減とすることなく、既存の公共施設の状態にとらわれない、行政サービスとして必要な水準や機能等を意識して検討を行っていきます。その際には、全ての公共施設等を市自らが整備、運営することを前提とせず、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用する PPP^{※1} / PFI^{※2} の導入等、官民の役割分担の適正化を図るとともに、将来的には、近隣市を含む広域的な観点で必要なサービスを提供する広域連携の推進についても検討します。

また、少子高齢化や人口減少等の人口動態の変化に対応した公共施設の再編、人口構造の変化に対応し、市民ニーズを踏まえた再編を進めます。

インフラ施設についても、必要性を十分に精査し、将来コストを見据えた保有量に抑えます。

※1 PPP (Public Private Partnership)

公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を図るもの。

※2 PFI (Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。

(3) 点検・診断等の実施方針

公共施設等の機能・性能を十分に発揮しつつ、利用者の安全を確保していくためには、劣化の状況を適時に把握し、適切に対応措置することが必要となります。予防保全型維持管理の視点に立って、計画的に点検・診断や専門的な診断を行うことで、劣化や性能低下状況等を正確に把握し、事故等を未然に防ぎます。

点検には、法律によって定期的な実施を義務付けられている法定点検と、設備等の運転監視と並行して建築物の異常・劣化を目視等にて調査する日常点検があります。いずれも、不具合箇所の早期発見による機能・性能の維持には欠かせないものであり、着実に実施していきます。また、公共施設等の診断では、安全性・耐久性・機能性・適法性等を診断項目とし、耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断等既往の診断がある場合はそのデータを利用しながら、計画的に進めます。

公共施設等の点検・診断で得られたデータは、施設の状況を経年的に把握するため、適切に整理・記録し、全庁で情報の共有化を図り、体系的・継続的に引き継いでいきます。これらの情報は、修繕・更新等の計画を策定するにあたり、その時期や方法等を判断する基礎資料として活用します。

(4) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

従来のように劣化等による故障の都度対応するのではなく、大規模な修繕をできるだけ回避するため、安全性と経済性を考慮の上で早期の段階において予防的な修繕等を行い、機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理の手法を導入します。また、施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけ、計画的に行うことによって、費用を平準化し、トータルコストの縮減を目指します。

更新については、まちづくりとの整合性を保ちつつ、災害対策や環境への影響を配慮した省エネ化と再生可能エネルギーに係る設備の導入を検討・実施し、脱炭素化に向けた取り組みを行うとともに、誰もが利用しやすい施設となるようユニバーサルデザインへの対応を進めます。同時に公共施設の適正配置や運営の効率化を考え、規模や工法の見直しを行うとともに、施設の更なる複合化や統合等を検討し、事業費の削減を図ります。

インフラ施設については、その種別ごとに、整備状況や老朽化の度合い等から方向性を検討し、施設の重要度に応じた個別の維持管理方針を策定します。

（５）安全確保の実施方針

点検・診断等により危険度が高いと判断された施設または老朽化等により供用廃止された施設で、今後も利用見込みのない施設については、原則として統廃合、取壊しの対象とします。

危険度の高い施設であっても、今後も必要な施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとします。その際は、利用率等を踏まえ、周辺施設を集約する等の検討を行います。

（６）耐震化の実施方針

公共施設の多くは、災害時に避難所等として重要な役割を果たすため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも、耐震化の確保を図ります。耐震補強工事には多額の費用を要するため、耐震化の優先順位を検討するとともに、予防的な修繕等を同時に実施する等、将来的なコスト削減を図れるよう、計画的に進めます。

（７）長寿命化の実施方針

本市では、これまで、不具合や破損、故障が生じた場合にその都度対処する事後保全を中心にってきました。今後は、定期的な点検・診断に基づき計画的に補修を行う予防保全型維持管理の実施を徹底することにより、公共施設等の健全な状態を維持しながら長期使用を図り、ライフサイクルコスト※の縮減、修繕・更新費用の平準化と財政負担の抑制を目指します。

公共施設について、経年劣化の進行は、建物の構造躯体、内外装、設備等の部位により差があるため、躯体部分については適切な時期に大規模改修工事を行い、躯体以外の内外装、設備等については、小規模な修繕を定期的に行うことによって性能・機能を保つことができます。長寿命化に向けた予防保全を実施するためには、施設の部位ごとの状況を早期かつ的確に把握し、重要度・優先度を付けて計画的に対応していきます。

インフラ施設については、「道路橋長寿命化修繕計画」をはじめ、すでに策定済みの個別の長寿命化計画の見直しを継続的に行い維持管理、修繕、更新等を実施することとし、その他の施設についても、必要に応じて長寿命化計画を策定します。

※ ライフサイクルコスト

施設の企画・設計・建設費等の初期投資から維持管理、修繕・改修、解体処分に至るまでの全ての費用のこと。

（８）総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

総合的な視点で計画を推進するため、各関係部署が連携した体制を整備します。また、全職員が本計画の内容を理解し、意識を持って取り組むため、研修等を通じて啓発に努めていきます。

５．フォローアップの実施方針

本計画については、所管部署と連携して進捗管理を行うとともに、公共施設等の現状や課題等を共有し、将来のあり方について意見交換を行いながら、定期的に計画を見直します。

V 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 公共施設

(1) 公営住宅

既存の市営住宅については、長寿命化を考慮した適正な維持補修を計画的に行います。

また、施設の耐震性能や耐用年数から優先順位を定め、長寿命化計画等に基づき、計画的に修繕・集約化を図り、市営住宅ストック総量の縮減を図っていきます。



(2) 市民文化施設

公民館は、生涯学習の推進や地域活性化のみならず、災害時の避難所、協働のまちづくり推進のための市民交流センターの併設等、多面的な機能が求められるため、計画的な修繕改修を進めています。

地域改善集会施設については、指定管理者制度により施設の維持管理を行っています。同施設は、地域コミュニティの拠点としても重要な位置づけとなっています。今後は、老朽化に伴う安全性の確保や維持管理の効率化を図っていきます。



コミュニティセンターについては、補助事業を利用して建設しているため公共施設として位置づけられていますが、実質の所有権は各自治会にあり、指定管理者制度により施設の維持管理を行っています。現在の指定管理期間中に指定管理者である各自治会と調整を行い、同意が得られた施設については譲渡を行います。

（３）供給処理施設

バイオマス利活用施設については、本市の主要農産物である玉葱の残さ処理施設として建設されましたが、経年劣化等による故障も多くなっており、日々の清掃、整備を強化し、引き続き修繕費の抑制に努めていきます。今後は、メタン発酵施設の再検討、既存バイオマス施設の改善、一般的な堆肥施設の新設、新技術の検討など資源循環産業体系のあり方に関して総合的な見直しを行い、様々な手法をあらゆる角度から検討します。



リサイクルセンターについては、循環型社会に相応しい廃棄物リサイクル処理システムの構築を図り、安定かつ堅実な運営が必要とされているため、設備全体の点検整備を毎年実施し、事前に不具合等の改善を行い、施設の長寿命化を進めます。

産業廃棄物最終処分場については、測量を行い残容量を把握することにより埋立完了時期を見極めるとともに、管理道及び植栽の整備など適切な維持管理等を行います。

下水放流施設については、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理や環境負荷の軽減を図るとともに循環型社会の形成に向けたシステムづくりを推進する施設として、適切に運用管理をしていきます。

（４）学校教育施設

学校教育施設については、児童・生徒や教職員等の安全安心を確保し、「学ぶ楽しさ日本一」の実現に必要な教育環境の確保を維持します。

老朽化対策として適正な部分的改修、大規模改造事業を計画するとともに、多様な学習内容・学習形態やＩＣＴ機器を日常的に活用できる多機能な学習環境の確保や、脱炭素化の推進に取り組めるように計画を検討していきます。

なお、学校の統廃合を含む再編計画については、児童・生徒数が減少するなか、子どもたちにとって「学ぶ楽しさ日本一」が実現できる教育施設のあり方を検討委員会で議論し、将来を見据え、教育環境整備基本計画を策定します。



（５）スポーツ・レクリエーション施設

スポーツ施設については、建設時からの社会情勢の変化を受け、利用形態に応じた施設の適正配置を行うため、統廃合を進めた上で、長寿命化を考慮した適正な維持補修を計画的に行います。

観光施設は、合併前の地域振興の観点から配置されている現状にありますが、多くは指定管理者制度を導入しており、市直営施設もあります。今後は、運営の効率化や集客率の向上について、更なる研究を深め、施設の経営技術の構築に努めるとともに、必要に応じて民間移譲の検討を進めます。

温浴施設については、当面の間は計画的に修繕等を実施することにより適切な維持管理に努めます。老朽化による大規模改修の必要性などを調査し、今後の人口構造の変化や利用者数の変動などを考慮して、費用対効果の観点から、施設の民間移譲や統廃合による集約化を図ります。

丸山海釣り公園とメガフロート（栈橋部）は、供用開始から 30 年以上が経過しています。特に丸山海釣り公園の老朽化が顕著であることから、施設の解体撤去を行うとともに、今後は丸山漁港海の展望広場周辺エリアの活用方法について、漁港施設等活用事業制度等による規制緩和を踏まえて検討を進めます。また、メガフロートについても、今後は、駐車場用地を含めた有効活用策の検討を進めます。

食の拠点施設の直売所棟、情報発信拠点施設棟は、指定管理者制度により施設の運営管理を行っており、大規模修繕・改修は市で行うこととなるため、予防保全的な維持管理や修繕を行い、維持管理経費の縮減を図ります。



（６）保健・福祉施設

老人福祉センターについては、指定管理者制度等を利用して、管理運営を行っていますが、利用状況、老朽化の状況等により、耐震化、修繕等の必要性を検討するとともに、現在の指

定管理期間中に指定管理者である各自治会等と調整を行い、譲渡・廃止等を行います。また、直営で管理運営している緑老人福祉センターと湯の川荘は、適切な維持管理、修繕に努めながら長寿命化を図ります。

保健センターについては、平成 27 年 4 月 1 日に西淡・三原保健センター、平成 28 年 4 月 1 日に南淡福祉保健センターを廃止し、南あわじ市保健センター（旧緑保健福祉センター）に機能を集約しています。今後は、劣化等の箇所を早期に発見・補修し、施設の長寿命化を図ります。

障害者福祉施設は「きらら・ウインズ」の 2 棟からなり、指定管理者制度により運営しています。2 棟とも老朽化が目立つため長期維持管理計画により施設の長寿命化を図ります。今後は、利用者の利便性の向上を図りながら譲渡についても検討を進めていきます。



（７）子育て支援施設

「南あわじ市保育所のあり方検討委員会」からの提言では、保育所の施設整備、保育サービスの向上、施設運営の効率化が示されています。施設整備については、重要性や劣化状況から優先度を判断し、長寿命化に努めて計画的に実施します。また、保育サービスの向上及び施設運営の効率化については、それを支える保育士及び調理師の業務改善を図り、働きがいのある職場環境づくりに取り組みます。



保育施設のあり方については、まずは 5 年後、10 年後の将来を見据え、こどもの幼児教育の観点と保護者の保育ニーズへの対応、保育士等の適正配置を考慮し、幼児期から児童期（小学校）に「こどもの遊びを学びにつなげる橋渡しとなること」を念頭に検討し、その考えに基づき、適正規模・適正配置での施設運営が行えるよう保育施設を再編します。また、民間事業者による施設整備や運営（民間移管）についても検討し、施設運営の効率化を図っていきます。

（８）庁舎等

本市は合併後、分庁舎方式により窓口サービス等を行ってきましたが、平成 27 年 4 月の

新庁舎開庁により庁舎機能を集約し、業務の効率化・維持管理経費の削減に努めています。今後は予防保全的な維持管理や修繕を行い、維持管理経費の縮減を図ります。



(9) 社会教育施設

埋蔵文化財調査事務所は、旧給食センターを改修して現在に至りますが、建築年度は昭和46年であり、現在の耐震基準を満たしておらず、事務所の移転を検討します。歴史民俗資料館は、解体し、展示物等を他の公共施設へ移転することを検討します。

淡路人形浄瑠璃館は、建築から10年以上が経過し、設備などの経年劣化が見受けられます。適切な維持管理、修繕に努めながら長寿命化を図ります。

市立図書館三原分館・淡路人形浄瑠璃資料館は建築から30年以上が経過し、躯体の劣化が進行しています。予防保全的な維持管理、修繕に努めます。

働く婦人の家については、建築から40年が経過しようとしています。施設の利用状況を踏まえながら、関係機関と協議し、用途の廃止を検討します。

玉青館は、建築から30年以上経過し、経年劣化が顕著な個所が見受けられます。今後は、予防保全的な維持管理、修繕に努め、施設の長寿命化を図ります。



（１０）医療施設

市内４ヶ所の国民健康保険直営診療所は、築年数の経過により老朽化している施設もあります。へき地医療確保のため、利用者状況を見極めながら地域医療の拠点としての存続等の検討を進めます。

休日応急診療所については、老朽化に加え耐震基準を満たしていないため、廃止し余剰施設となった旧南淡福祉保健センターへ移転しました。引き続き、適切な管理運営をしていきます。



（１１）公園

不特定多数の人が利用する施設であるため、築年数及び改修年数等を考慮し、一定期間経過後に健全度の調査を行い、修繕等による長寿命化を図ります。

また、遊具等については、随時日常点検を実施し、機能の保全と安全性を維持するとともに劣化や損傷を把握します。不備又は損傷が発見された場合は、補修、部品交換もしくは使用中止等の措置を実施し、事故を予防します。また、使用中止とした場合は、撤去・更新について検討します。



（１２）その他

灘・沼島ターミナルセンターについては、施設が老朽化しつつあり、今後も予防保全に努め、計画的な維持管理を行っていきます。

火葬場については、指定管理者と調整を図りながら、機器補修及び場内管理など適正かつ効率的な維持管理を実施します。

2. インフラ施設

道路、橋りょう、といった施設種別ごとに、各施設の特性に合った管理水準を策定します。管理水準は、財政状況等を総合的に判断した上で、定期的に見直します。

定期的な点検により劣化状況等の把握を行い評価します。点検及び評価に基づき、施設の重要度に応じた個別の維持管理方針を定め、中長期の更新・修繕計画を策定します。

また点検で収集したデータについては蓄積し管理します。

橋りょうについては、市民の安全で快適な生活環境に結びついたものであり、「道路橋長寿命化修繕計画」に基づき、補修保全を計画的・効率的に実施します。

一方、身近な生活道路等のメンテナンス（維持管理補修）に関しては、市民、地域と行政が共同作業にて維持管理していくことが望ましく、行政として一定の支援を行うなど、地域で行うインフラメンテナンスのあり方を検討・実施します。

下水道事業については、合併前の旧町の時代から整備を進めており、平成8年度に沼島地区で供用開始し、平成22年度には24処理区が供用開始しています。事業計画として、管渠整備は、『持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル』に沿った令和8年度整備完了予定のアクションプランに基づき進めます。（令和3年度末

の整備状況 管路延長：約532.9km、生活排水処理率：87.7%）また、効率的な事業の運営の観点から、人口規模に応じた生活排水処理施設への再編計画『下水道事業統廃合基本計画』を策定し、令和6年度整備完了予定で進めています。整備後は、24処理区から14処理区にまで減少します。既存施設の老朽化も進んでおり、将来大規模な更新時期を迎えることから、『ストックマネジメントを踏まえた下水道長寿命計画』を策定し、計画的かつ効率的な施設の改築・更新を行い改築事業費の縮減を図ります。



参考資料

【人口総数、世帯数の推移】

(単位：人)

年	1955 (昭和 30)	1960 (昭和 35)	1965 (昭和 40)	1970 (昭和 45)	1975 (昭和 50)	1980 (昭和 55)	1985 (昭和 60)
人口総数	70,687	64,789	60,194	58,072	57,813	57,744	57,690
世帯数 (世帯)	14,228	14,077	14,080	14,373	14,967	15,544	15,490

年	1990 (平成 2)	1995 (平成 7)	2000 (平成 12)	2005 (平成 17)	2010 (平成 22)	2015 (平成 27)	2020 (令和 2)
人口総数	57,526	56,664	54,979	52,283	49,834	46,912	44,137
世帯数 (世帯)	16,017	16,716	17,140	17,044	16,981	16,968	17,047

(総務省統計局の国勢調査より)

【年齢別人口の推移】

(単位：人)

年	1980 (昭和 55)	1985 (昭和 60)	1990 (平成 2)	1995 (平成 7)	2000 (平成 12)	2005 (平成 17)	2010 (平成 22)
年少人口	12,372	11,883	10,557	9,374	8,249	7,101	6,387
割合 (%)	21.4%	20.6%	18.4%	16.5%	15.0%	13.6%	12.8%
生産年齢人口	36,770	36,424	36,452	35,254	33,433	31,124	28,791
割合 (%)	63.7%	63.1%	63.4%	62.2%	60.8%	59.5%	57.8%
老年人口	8,602	9,383	10,517	12,036	13,297	14,058	14,616
割合 (%)	14.9%	16.3%	18.3%	21.2%	24.2%	26.9%	29.4%
総数	57,744	57,690	57,526	56,664	54,979	52,283	49,794

年	2015 (平成 27)	2020 (令和 2)	2025 (令和 7)	2030 (令和 12)	2035 (令和 17)	2040 (令和 22)
年少人口	5,760	5,190	4,694	4,169	3,688	3,296
割合 (%)	12.3%	11.9%	11.4%	11.0%	10.5%	10.3%
生産年齢人口	25,404	22,362	20,518	18,598	16,776	14,541
割合 (%)	54.2%	51.4%	50.0%	48.9%	47.8%	45.4%
老年人口	15,679	15,956	15,799	15,285	14,608	14,159
割合 (%)	33.5%	36.7%	38.5%	40.2%	41.7%	44.3%
総数	46,843	43,508	41,011	38,052	35,072	31,996

(令和 2 年までは、総務省統計局の国勢調査より)

(令和 7 年以降は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口より)

※ 年齢不詳者の存在により、人口総数と年齢別人口の合計は一致しない場合がある。

【公共施設の建築年度別の面積】

(単位:㎡)

施設類型	1950 年代	1960 年代	1970 年代	1980 年代	1990 年代	2000 年代	2010 年代	2020 年代	不明	計
学校教育施設	—	7,057	19,194	39,209	9,602	19,719	192		—	94,973
スポーツ・レクリ エーション施設	—	6,335	5,688	12,510	9,732	16,819	2,787		91	53,962
公営住宅	1,196	4,264	9,344	4,813	14,764	7,687	4,701		—	46,769
市民文化施設	480	—	8,166	11,745	7,033	1,633	970	228	—	30,255
庁舎等	—	100	—	2,548	2,467	—	7,749		228	13,092
供給処理施設	—	—	808	815	3,599	14,352	—		—	19,574
子育て支援施設	—	—	2,534	5,523	321	—	2,329		—	10,707
社会教育施設	—	—	628	—	6,036	—	1,894		—	8,558
保健・福祉施設	—	503	1,153	2,522	265	1,822	—		—	6,265
公園	—	—	—	30	219	93	805		—	1,147
医療施設	—	—	511	324	888	—	—		—	1,723
その他	—	340	222	606	549	1,319	240		316	3,592
計	1,676	18,599	48,248	80,645	55,475	63,444	21,667	228	635	290,617
割合	0.6%	6.4%	16.6%	27.7%	19.1%	21.8%	7.5%	0.1%	0.2%	100.0%

【投資的経費】

(単位：千円)

年度	2017 (平成 29)	2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)	2021 (令和 3)
公共施設	1,626,869	1,192,865	1,518,557	783,538	2,173,983
既存更新分	1,445,831	979,465	1,500,886	684,325	1,078,413
新規整備分	181,038	177,313	7,802	49,583	979,385
用地取得分	—	36,087	9,869	49,630	116,185
道路	291,973	229,494	356,571	152,166	266,199
既存更新分	179,564	109,784	112,446	95,975	111,796
新規整備分	10,389	95,189	223,087	34,477	52,812
用地取得分	102,020	24,521	21,038	21,714	101,591
橋りょう	40,958	70,162	79,851	166,562	83,375
既存更新分	40,958	70,162	79,851	166,562	83,375
新規整備分	—	—	—	—	—
用地取得分	—	—	—	—	—
下水道	1,353,824	1,608,677	661,679	977,188	941,462
既存更新分	127,268	192,797	144,276	270,226	163,889
新規整備分	1,226,556	1,415,880	517,403	706,962	777,573
用地取得分	—	—	—	—	—
合計	3,313,624	3,101,198	2,616,658	2,079,454	3,465,019

【年度別更新費用】(長寿命化型)

(単位：億円)

年度	公共施設	道路	橋りょう	下水道	年度別計
2022 (令和 4)	32.1	7.5	1.4	14.5	55.5
2023 (令和 5)	13.9	7.5	1.4	17.2	40.0
2024 (令和 6)	17.3	7.5	1.4	15.1	41.3
2025 (令和 7)	17.9	7.5	1.4	13.8	40.6
2026 (令和 8)	17.4	7.5	1.4	12.9	39.2
2027 (令和 9)	19.1	7.5	1.4	2.0	30.0
2028 (令和 10)	19.5	7.5	1.4	2.3	30.7
2029 (令和 11)	19.7	7.5	1.4	2.9	31.5
2030 (令和 12)	19.9	7.5	1.4	3.2	32.0
2031 (令和 13)	19.4	7.5	1.4	3.5	31.8

【年度別更新費用】

(単位：億円)

年度	公共施設	道路	橋りょう	下水道	年度別計
2032 (令和 14)	18.6	7.5	1.4	3.1	30.6
2033 (令和 15)	16.2	7.5	1.4	4.0	29.1
2034 (令和 16)	17.3	7.5	1.4	8.5	34.7
2035 (令和 17)	16.9	7.5	1.4	11.9	37.7
2036 (令和 18)	20.2	7.5	1.4	1.1	30.2
2037 (令和 19)	21.8	7.5	1.4	0.4	31.1
2038 (令和 20)	17.1	7.5	1.4	1.2	27.2
2039 (令和 21)	18.7	7.5	1.4	2.2	29.8
2040 (令和 22)	20.9	7.5	1.4	2.3	32.1
2041 (令和 23)	20.0	7.5	1.4	1.9	30.8
2042 (令和 24)	22.8	7.5	1.4	2.4	34.1
2043 (令和 25)	24.9	7.5	1.4	2.4	36.2
2044 (令和 26)	21.1	7.5	1.4	2.8	32.8
2045 (令和 27)	22.1	7.5	1.4	4.7	35.7
2046 (令和 28)	22.4	7.5	1.4	5.8	37.1
2047 (令和 29)	18.2	7.5	1.4	7.3	34.4
2048 (令和 30)	17.7	7.5	1.4	8.1	34.7
2049 (令和 31)	18.6	7.5	1.4	14.3	41.8
2050 (令和 32)	17.6	7.5	1.4	13.9	40.4
2051 (令和 33)	19.4	7.5	1.4	24.4	52.7
2052 (令和 34)	19.7	7.5	1.4	42.5	71.1
2053 (令和 35)	23.9	7.5	1.4	51.9	84.7
2054 (令和 36)	19.5	7.5	1.4	60.4	88.8
2055 (令和 37)	23.8	7.5	1.4	58.0	90.7
合計	675.6	253.4	47.6	422.9	1,399.5

南あわじ市公共施設等総合管理計画

南あわじ市役所 総務部財務課

兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1

電話(直通):0799-43-5210 FAX:0799-43-5310